

令和 8 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 8(2026)年 6 月
東京福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・	2
II. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・	9
基準 1. 使命・目的・・・・・・・・・・・・・・・・	9
基準 2. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・	15
基準 3. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・	21
基準 4. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・	43
基準 5. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・	68
基準 6. 経営・管理と財務・・・・・・・・	75

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

平成 12(2000)年 4 月、東京福祉大学(以下、「本学」という)は、21 世紀の少子高齢社会の問題を発見し解決できる、思考力・創造力のある優秀な人材を育てることを目的として、それまでの日本にはあまり存在しなかった新しいタイプの大学として開学した。

本学は、建学の精神を「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」と定め、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として生涯学習社会における学習ニーズに応えとともに、地域社会の人々に対して地域連携を通じた社会貢献事業を推進することを基本理念としている。

2. 使命・目的

元来、東京福祉大学の使命は「できなかった子(生徒)をできる子(学生)にするのが教育」としてきており、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い社会に貢献することを目的としている。

3. 東京福祉大学の個性・特色

東京福祉大学は、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献する人材の育成を目指して平成 12(2000)年 4 月に開学した。開学にあたり、国内の諸制度・施策を踏まえつつ、広く世界に門戸を開くため、国際レベルの力量を有する教員 15 名(アメリカから 8 人、大韓民国から 7 人、全教員の 45%相当)を海外の大学から招聘するとともに、次の教学運営方針を取り入れ教育理念の実現のために踏み出した。

開学時に教育理念の実現のために取り入れた教学運営方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①担当教員による科目シラバス作成の義務化②学生からの授業に対するフィードバックのための每学期末の授業評価制度の実施③教員の年次勤務評価制度の導入 |
|--|

④FD(Faculty Development)制度の施行

⑤教員の任期制と7年後のテニヤ(終身雇用保証)審査・取得制度の導入など

この教学運営方針の中でも、④のFD(Faculty Development)制度の施行は平成12(2000)年の開学当時、日本の大学には見られない斬新なものであった。アメリカの制度を取り入れた⑤の教員の任期制とテニヤ(終身雇用保証)取得制度は今でも日本の大学においては稀有な制度である。

開学以降、本学は独自性・先駆性の高い取り組みを次々と取り入れ、工夫・改善を柔軟かつ果敢に実行してきた。こうした取り組みは、開学より26年目を迎えた今日も「本学の個性・特色」として維持されており「建学の精神」の一貫性を支えている。さらに次の11項目は、開学時に教育理念の実現のために具体化され、現在も継続している「本学の個性・特色」である。

開学時より継続している「本学の個性・特色」

①GPA制度(Grade Point Average)の導入

②アカデミックアドバイザー制度の実施

③オフィスアワーの設定

④単位認定要件として、4分の3以上の授業出席の義務化

⑤双方向対話型授業とグループ討論の重視

⑥通信教育における双方向対話型授業の実践

⑦地域でのボランティア活動や公開講座の実施

⑧現場実習と地域連携の強化

⑨国家試験対策及び就職率の指標化

⑩アイデンティティとしての「就職に強い大学」

⑪留学生の受入れと国際交流の推進

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

平成 12(2000)年	群馬県伊勢崎市に東京福祉大学 開学 社会福祉学部社会福祉学科※ 開設(社会福祉専攻・国際福祉心理専攻に通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻・精神保健福祉専攻・国際福祉心理専攻を設置。
平成 15(2003)年	東京福祉大学大学院 開設 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期 開設(通信教育課程併設) 同 社会福祉学専攻博士課程後期 開設 同 臨床心理学専攻修士課程開設(通信教育課程併設)
平成 16(2004)年	社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻 設置 通学課程 1 期生卒業
平成 17(2005)年	社会福祉学部保育児童学科※ 開設(通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻より移行。 社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コース設置 国際福祉心理専攻を福祉心理専攻に名称変更 社会福祉学研究科臨床心理学専攻修士課程通学課程※が財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士養成大学院第一種指定校に認定。※通信教育課程は平成 19(2007)年に認定。 東京福祉大学学習センター(東京・名古屋) 開設
平成 18(2006)年	(東京福祉大学短期大学部 開学)※通信教育課程は平成 19(2007)年開設
平成 19(2007)年	教育学部教育学科 開設(通信教育課程併設) 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 開設(通信教育課程併設) 社会福祉学研究科臨床心理学専攻博士課程後期 開設
平成 20(2008)年 4 月	心理学研究科臨床心理学専攻博士課程※前期 開設(通信教育課程併設) 同 同 博士課程※後期 開設 ※社会福祉学研究科臨床心理学専攻より独立。
平成 20(2008)年 4 月	池袋キャンパス・名古屋キャンパス 開設※ ※各キャンパスで昼間部通学課程の新入生の受入れを開始。

東京福祉大学

平成 21(2009)年 4 月	心理学部心理学科※ 開設(通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科福祉心理専攻より移行。
平成 23(2011)年 4 月	教育学研究科臨床教育学専攻修士課程 開設 国際交流センター 開設
平成 25(2013)年 4 月	教育学研究科臨床教育学専攻を教育学専攻に名称変更 大学院社会福祉学研究科通信教育課程で認定社会福祉士研修プログラムスタート (※認定社会福祉士認証・認定機構が制定した「認定社会福祉士」の取得に定める科目の一部を大学院社会福祉学研究科通信教育課程で取得可能。)
平成 25(2013)年 5 月	保健管理センター 開設
平成 26(2014)年 4 月	王子キャンパス 開設 池袋キャンパスから心理学部を移転
平成 27(2015)年 4 月	情報システム運用センター 開設
平成 28(2016)年 4 月	(短期大学部 3 年制課程に加え、2 年制課程 開設)
平成 29(2017)年 4 月	教育学部教育学科 組織改編(通信教育課程併設) 教育学部教育学科及び教育学部教育学科日本語教育コースを教育学部教育学科学校教育専攻と教育学部教育学科国際教育専攻に変更。国際教育専攻には、国際教育コースと日本語教育コースを設置。
平成 30(2018)年 4 月	社会福祉学部保育児童学科を保育児童学部保育児童学科に変更
平成 31(2019)年 3 月	留学生教育センター 開設
平成 31(2019)年 4 月	社会福祉学部社会福祉学科に心理福祉専攻を開設 心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期を改組し、臨床心理コース(通学・通信)、公認心理師コース(通学・通信)を設置。

2. 本学の現況

・大学名

東京福祉大学

・所在地

伊勢崎キャンパス：群馬県伊勢崎市山王町2020番1

池袋キャンパス：東京都豊島区東池袋4丁目23番1号

王子キャンパス：東京都北区堀船2丁目1番11号

名古屋キャンパス：愛知県名古屋市中区丸の内2丁目16番29号

・学部構成

学部・研究科		学科・専攻
学部	社会福祉学部	社会福祉学科 ・社会福祉専攻 社会福祉コース(通学・通信) ・社会福祉専攻 介護福祉コース(通学) ・精神保健福祉専攻(通学) ・心理福祉専攻(通学) ・経営福祉専攻(通学・通信)
	保育児童学部	保育児童学科(通学・通信)
	教育学部	教育学科(通学・通信) ・学校教育専攻 ・国際教育専攻 国際教育コース ・国際教育専攻 日本語教育コース
	心理学部	心理学科(通学・通信)
大学院研究科	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻 ・博士課程前期(通学・通信) ・博士課程後期(通学) 児童学専攻 ・修士課程(通学・通信)
	教育学研究科	教育学専攻 ・修士課程(通学・通信)
	心理学研究科	臨床心理学専攻 ・博士課程前期(通学・通信) ・博士課程後期(通学)

東京福祉大学

・学生数、教員数、職員数(令和8年5月1日現在)

①学生数

[学部・通学課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数。収容定員には編入学生を含む。

学 部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率
社会福祉学部	490	1,990	147	579	492	293	1,511	0.76
保育児童学部	100	460	38	115	81	75	309	0.67
教育学部	220	940	82	184	148	153	567	0.60
心理学部	260	1,070	155	239	216	184	794	0.74
合計	1,070	4,460	422	1,117	937	705	3,181	0.71

[学部・通信教育課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数。収容定員には編入学生を含む。

学 部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率
社会福祉学部	520	2,705	42	71	75	146	334	0.12
保育児童学部	100	880	29	28	38	67	162	0.18
教育学部	200	1,480	7	15	47	87	156	0.11
心理学部	300	1,925	98	114	226	418	856	0.44
合計	1,120	6,990	176	228	386	718	1,508	0.22

[大学院研究科・通学課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(博士前期)	70	140	349	2.49
	社会福祉学専攻(博士後期)	3	9	76	8.44
	児童学専攻(修士)	10	20	12	0.60
社会福祉学研究科 計		83	169	437	2.59
教育学研究科	教育学専攻(修士)	30	60	59	0.98
教育学研究科 計		30	60	59	0.98
心理学研究科	臨床心理学専攻(博士前期)	30	60	19	0.32
	臨床心理学専攻(博士後期)	3	9	5	0.56
心理学研究科 計		33	69	24	0.35
合計		146	298	420	1.41

東京福祉大学

[大学院研究科・通信教育課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(博士前期)	60	120	11	0.09
	児童学専攻(修士)	10	20	6	0.30
社会福祉学研究科 計		70	140	17	0.12
心理学研究科	臨床心理学専攻(博士前期)	30	60	20	0.33
心理学研究科 計		30	60	20	0.33
合計		100	200	37	0.19

②教員数

[学部・通学課程]

学部・学科	専任教員数					計	助手
	学長・ 副学長	教授	准教授	講師	助教		
	1					1	
社会福祉学部		20	12	7	1	40	
保育児童学部		7	5	8	1	21	
教育学部		14	12	8	0	34	
心理学部		7	4	11	2	24	
合計	1	48	33	34	4	120	

※大学院の教員は全員が学部の兼担である。

③職員数 ※非常勤職員等は、嘱託職員、派遣職員、パート・アルバイト職員など

専任職員	非常勤職員等	計
162	58	220

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の反映
①学内外への周知 ②中長期的な計画への反映 ③三つのポリシーへの反映 ④教育研究組織の構成との整合性 ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしていない。」

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-①学内外への周知

本学の建学の精神は「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」と定めている。また、「国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する」。さらに、「福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として生涯学習社会における学習ニーズに応えとともに、地域社会の人々に対して地域連携を通じた社会貢献事業を推進していく」としている。

教育の目的については、建学の精神と大学の使命のもと、各学部と大学院の各研究科で適宜定め、学則に明示している。

以上の建学の精神、大学の使命、各学部・研究科の教育研究の目的は学則に明示しているだけでなく、大学案内(Guide Book)や大学ホームページでも公開しており、学生、保証人、教職員の学内関係者のほか、本学に入学を希望する学生や保護者等の一般の方もいつでも確認することができ、大学の使命・教育研究の目的は多様な広報媒体を通して広く学内外に周知されている。

1-1-②中長期的な計画への反映

本学では、令和 7(2025)年に本学としては第三期目(令和 7 年度～令和 11 年度)となる中長期計画を策定している。その中長期計画「第 1 章 長期ビジョン」の「第 1 節 建学の精神」「第 2 節 大学の使命」に「全学的な人材育成」「キャリア教育・キャリア開発支援」「教員の教育力の強化」「学生サポート体制の確立」「実習指導の充実」「留学生の学修・生活の支援」「地域貢献」等、使命・目的及び教育目的を実現するための具体的な取り組みを明記している。

1-1-③三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び各学部・研究科の教育研究上の目的は定期的な点検と必要に応じた修正が行われており、三つのポリシーに反映されている。

三つのポリシーについては、令和 6(2024)年度の各教授会・研究科委員会において、教育目的を反映し社会情勢の変化に合うように検討と見直しが重ねられ、各学部・研究科から提出された修正案は、令和 7(2025)年 3 月の教育研究評議会での審議・承認され、大学ホームページで公表されている。

また、学部・研究科の「教育目的」「入学者受入れの方針(アドミSSION・ポリシー)」「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」についても、学則、大学ホームページ、履修要項等を通して学内外に公表されている。

「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」には、本学が育成しようとする人材の具体的な能力(国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル)が掲げられており、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」には「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」で必要となる双方向対話型授業を中心とするアクティブ・ラーニングを通しての「思考力」「創造力」「問題発見・解決能力」を身につけるといふ本学の教育方法が具体的に示されている。

これら二つのポリシーのもと、「入学者受入れの方針(アドミSSION・ポリシー)」には、本学において学修に意欲や熱意のある者、また、卒業後、社会において人間相手の仕事への適性を持つ者にぜひ入学の機会を提供したい旨を全学の入学者受入れの方針(アドミSSION・ポリシー)の中で謳っている。また、令和 7(2025)年には各学部・研究科の入学者受入れの方針(アドミSSION・ポリシー)を、全学の「入学者受入れの方針(アドミSSION・ポリシー)」と「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」の二つのポリシーと連動する形で別途策定している。

このように三つのポリシーには使命・目的及び教育目的が反映されている。

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は「東京福祉大学 教学組織図」(図 1-1-1)に示したとおりである。具体的には建学の精神にある「福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として生涯学習社会における学習ニーズに応えるとともに、地域社会の人々に対して地域連携を通じた社会貢献事業を推進していく」ことを実現するために教育研究組織として大学学部には社会福祉学部、教育学部、心理学部、保育児童学部、大学院研究科に社会福祉学研究科、教育学研究科、心理学研究科を設置している。それぞれの学部・研究科の三つのポリシーには、それぞれの学部・研究科の人材の養成に関する目的や教育研究上の目的が具体的に明示されている。

また、教育研究組織のほか、使命・目的及び教育目的の実現のために教学の運営に係る組織として「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」(図 1-1-2)に示したとおり

委員会・専門部会を役割・機能別に設置し学内より選任された教職員が委員会・専門部会の構成員となり、使命・目的及び教育目的の実現のために役割・機能別に取り組んでいる。学生の能力向上のための基盤となる教養教育の授業科目の編成・実施に関する事項については「教養教育専門部会」、公務員試験・教員採用試験等の就職試験や社会福祉士・精神保健福祉士国家試験、公認心理師国家試験(臨床心理士試験)等の資格試験等のほか、全学のキャリア教育の支援に関する事項については「キャリア教育専門部会」、教育の質保証の基盤となる教育プログラムのカリキュラム編成全般に関する事項については「カリキュラム編成専門部会」が、その教育方針と教育内容について協議している。教育内容の実現と本学の授業方法の実施、また、その検証・改善に関する事項については「ファカルティ・ディベロップメント(FD)専門部会」が、授業見学やFD研修会等のファカルティ・ディベロップメント(FD)の取り組みを通して授業の質の維持と向上に取り組んでいる。また、学生の安心・安全な生活を支えるために「全学学生支援委員会」「ハラスメント防止・対策専門部会」、ボランティア活動や実習活動を支えるために「地域連携推進専門部会」「福祉実習専門部会」「教育実習専門部会」、また、留学生の学修及び生活支援等については「留学生教育センター運営委員会」及びその下部組織の4つの専門部会が中心となり、それぞれ事務組織と教学組織が連携してその役割を担っている。

学長が各委員会・専門部会の委員長・部会長を任命し、各活動の推進・調整にあたっては委員長・部会長がその職責を担い、規程に則った運営を行っている。

このように使命・目的及び教育研究上の目的の実現に向けて、教育研究組織の構成との整合性は整備され、適切に機能している。

東京福祉大学

図1-1-1 「東京福祉大学 教学組織図」

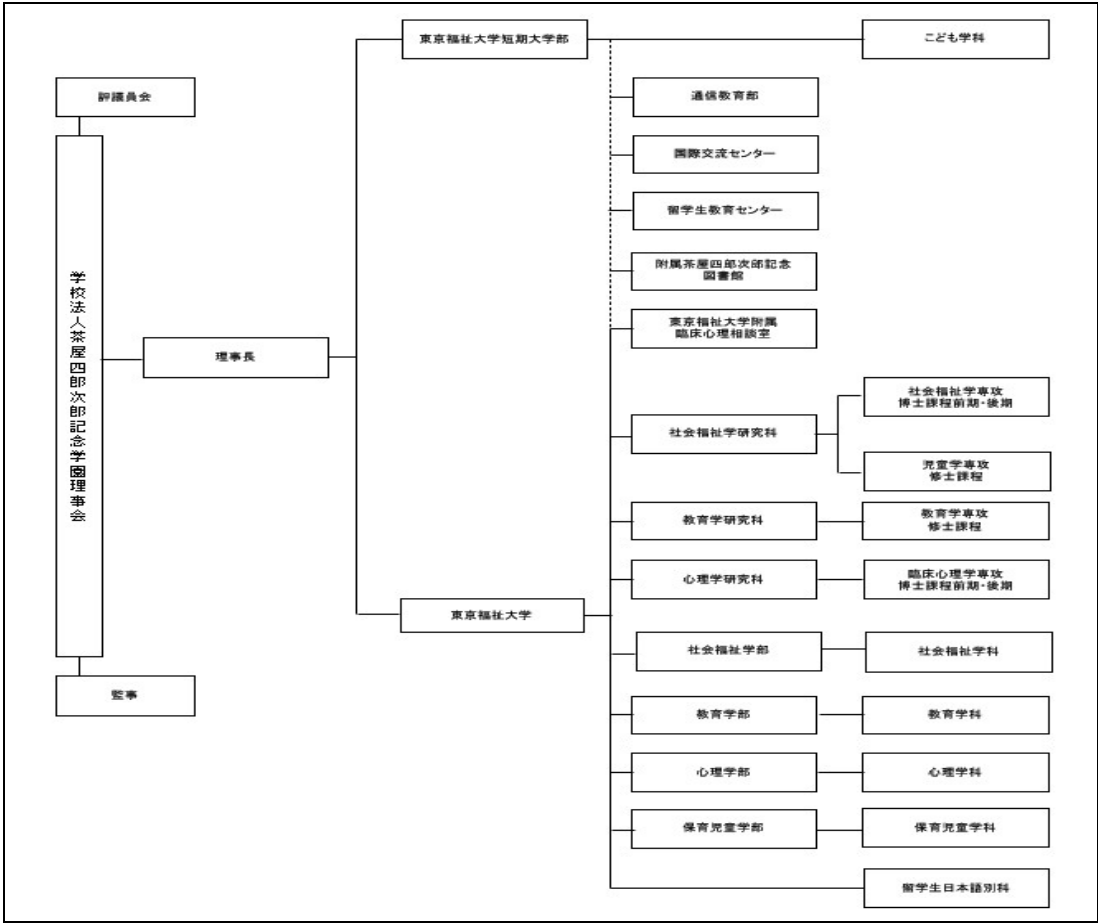
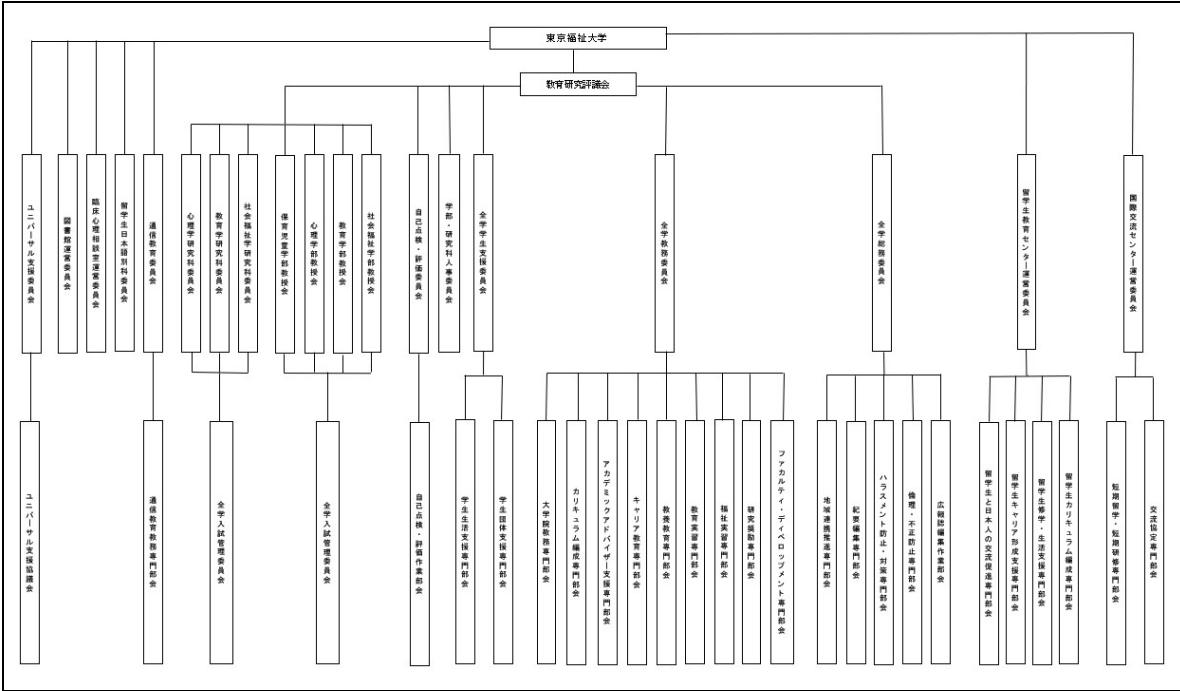


図1-1-2 「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」



1-1-⑤変化への対応

「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」は、使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために、令和 6(2024)年 12 月から各学部・研究科において社会の情勢や環境の変化に対応した点検と見直しを行い三つのポリシーの修正案は令和 7(2025)年 3 月の教育研究評議会での審議・承認を経て、現在のものとなっている。

また、令和 7(2025)年に策定された第三期中長期計画(令和 7 年度～令和 11 年度)には、長引く不況による家計への影響、少子化に伴う大学経営の困難、高齢化に伴う福祉政策の転換、留学生・障がいのある学生への支援、関係法令等の改正等、社会の情勢や本学を取り巻く環境の変化を踏まえた「教育目的」の実現の重点目標として、「社会ニーズを踏まえて人材の養成・供給を図る」「ステークホルダーから信頼される健全な組織運営体制の確立」「本学の魅力を伝え出願者の増加を図る」「各キャンパスを整備し、効率良い使用を検討する」「ローカリズムとグローバリズムの政策的調和を図る」等の方針を示している。

〔基準 1 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和 6(2024)年 12 月から各学部・研究科において三つのポリシーの見直しを行い、現在の三つのポリシーは社会の情勢や環境の変化への対応を踏まえ、本学の使命・目的及び教育研究上の目的を実現する方針へと改訂している。また、使命・目的及び教育目的の実現のための委員会・専門部会を組織・整備し、教学運営・学生支援を手厚く機能的に行っている。

また、第三期中長期計画(令和 7 年度～令和 11 年度)を令和 7(2025)年度末に策定完了し大学ホームページで公開している。第三期中長期計画には各教授会・研究科委員会で策定した中長期計画や年次計画も内包されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

○第三期中長期計画(令和 7 年度～令和 11 年度)の策定が令和 7(2025)年度末に完了し、大学ホームページに公開している。一方、使命・目的及び教育目的を達成するための事業に関する中長期的な計画は入学者数等、実現可能性の高い基礎数字を用いるなど、実態を伴った計画になっていない。今後は令和 9(2027)年度より開智国際大学と大学統合が予定されているため新大学としての入学者数等、実現性の高い基礎数字を用いた新たな中長期計画と新大学としての使命・目的と三つのポリシーの見直しと改定を行っていく。

○新大学としての使命・目的と三つのポリシーの策定と連動した各学部・研究科の教育目的と三つのポリシーの見直しが必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 新大学としての使命・目的と三つのポリシーの策定を令和 8(2026)年 12 月末までに行う。
- 各教授会・研究科委員会の教育研究上の目的と三つのポリシーを新大学としての使命・目的と三つのポリシーと連動させた形で再検証し令和 9(2027)年 2 月末までに改定を終了する。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証のための組織体制として最終的な責任を負う組織は学長を議長とする「教育研究評議会」であり、実働体制として自己点検・評価委員会と業務管理室が連携し、エビデンスに基づいて大学運営及び教育活動等の適切性や有効性、そして内部質保証が担保されているか、自己点検・評価を実施し、その結果報告を踏まえ、教育研究評議会によって恒常的に大学運営及び教育活動の改善を実施している。

なお、業務管理室は「①法人全体および法人事務局の業務管理に関すること」「②法人全体の建学の理念から、教育研究力向上のため教育研究に関する情報の収集・調査・分析に関すること」「③自己点検・評価に関するデータの収集・管理、および内部質保証に関するデータの収集・管理に関すること」を目的とし、令和 7(2025)年 3 月に IR(Institutional Research)機能を内包する組織として法人事務局に設置された。

「東京福祉大学・大学院 内部質保証の方針について」は「令和 7 年度 第 2 回 教育研究評議会 (5/29)」「令和 7 年度 第 2 回 評議員会 (5/30)」の審議、「令和 7 年度 第 2 回 理事会 (5/30)」の決議を経て、令和 7(2025)年度 6 月 27 日に大学ホームページで公開している。

なお、内部質保証のための組織体制と責任体制については、令和 7(2025)年度第 4 回自己点検・評価委員会で「内部質保証のイメージ図」を提示し、組織体制と責任体制の可視化が可能となっている。また、業務管理室の業務内容については第 4 回と第 5 回の自己点検・評価委員会で協議され、令和 7(2025)年度第 6 回理事会での説明を経て、第 7 回理事会で決議されている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準 2-2 を満たしていない」

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は内部質保証のために自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検評価書として大学ホームページで公表している。令和 6(2024)年度は文部科学大臣が認証する認証評価機関である公益財団法人日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という）

の大学機関別第三者認証評価(以下、「認証評価」という)を受審しており、評価機構の評価結果報告書も併せて大学ホームページで公表している。

これまでは自己点検・評価活動を不定期に実施していたため、令和 7(2025)年度より自己点検・評価のスケジュールを策定し、そのスケジュールに従いながら毎年実施し、点検結果は大学ホームページを通して公表することとした。令和 7(2025)年度の自己点検・評価結果については、令和 7(2025)年 12 月に大学ホームページで公表している。令和 8(2026)年度の自己点検・評価も従前の実施スケジュールに基づき実施し、6 月末に報告書素案の作成が終了する計画となっている。

また、令和 7(2025)年度からは各学部・研究科における中長期計画と年次計画を策定し、年度末に進捗状況報告を作成し業務管理室に提出することとなった。それを受け PDCA サイクルの進捗報告書のフォーマットを各学部・研究科と各委員会・専門部会用の 2 種類に分け、令和 7(2025)年度年次計画の PDCA 報告書として年度末に業務管理室への提出を完了している。これをもって自己点検・評価活動を全学的体制で実施する仕組みが構築された。

自己点検評価書の作成と内容確認についてはエビデンスに基づき実施しており、令和 8(2026)年度は、まず、自己点検評価書エビデンス集(データ編)を 5 月中に作成した後に、このエビデンス・データに基づいて自己点検評価書の作成を行っている。令和 8(2027)年 6 月に令和 8(2026)年度自己点検評価書の素案の説明と意見聴取を予定している。

また、教育における内部質保証の担保のための自律的な自己点検として毎年度春学期・秋学期の終了後に、教員全員が「担当科目実施報告書」を作成し、同一科目担当者間で実施報告内容を共有するとともに「同一科目担当者協議会報告書」を作成して、同一科目担当者間の授業の質を平準化している。「担当科目実施報告書」と「同一科目担当者協議会報告書」はカリキュラム編成専門部会にエビデンスとして提出され授業内容の確認と改善に活用されている。カリキュラム編成専門部会では履修系統図(カリキュラム・ツリー)を学部別に毎年度作成しており、エビデンスに基づく教育課程の可視化について自己点検・評価を実施している。令和 6(2024)年度に学部ごとにディプロマ・ポリシーが示す能力・資質とカリキュラムとの関連性を体系的に図示したカリキュラム・マップを策定し、教育における内部質保証に関する自己点検・評価を実施しており、令和 7(2025)年度からは大学院でも同様の活動を実施している。

以上から内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の全学的仕組みの構築はほぼ達成されたといえる。その一方、その結果が大学の改革・改善等に十分に活用されていないのが実情であり、内部質保証のための自己点検・評価は十分機能していないといえる。

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制について、令和 7(2025)年 3 月に IR(Institutional Research)の機能を包含する機関として業務管理室を法人事務課に設置し、内部質保証のためのデータ収集と分析を行う体制が整備さ

れつつある。業務管理室の具体的業務は主に「①法人全体及び法人事務局の業務管理に関すること」「②法人全体の建学の理念から教育研究力向上のため教育研究に関する情報の収集・調査・分析に関すること」「③自己点検・評価に関するデータの収集・管理及び内部質保証に関するデータの収集・管理に関すること」の3点である。

2-3. 内部質保証の機能性
①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用 ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用 ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準 2-3 を満たしていない」

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるために全学学生支援委員会が中心となり「学生生活満足度調査」を隔年実施している。令和 5(2023)年度に実施した「学生生活満足度調査」の結果については、情報分析・共有、対策・改善への活用に向けて、次のとおり対応計画を策定・実施した。

まず、学生への報告書の公表について、報告書の簡易版を作成し、令和 7(2025)年 6 月に掲示板やホームページで公表を行うとともに、自由記載での要望の多かったものに対し、次の取り組みを実施した。

- ①すでに対策・改善に繋がっているもの(繋がっている考えられるものも含む)と具体的に実施している取り組みの整理。
- ②近い将来に可能な取り組みとその実施予定時期(目安)の計画立案。
- ③長期的に取り組む事が必要なことから、その対応方法と実施予定期間(目安)の計画立案。
- ④対策・改善が難しい内容については理由も含めてホームページに令和 7(2025)年 7 月に公開。

令和 5(2023)年度に「学生生活満足度調査」での学生の要望を反映した教育研究面への具体的改善としてシラバス作成のためのガイドラインの改正を令和 7(2025)年度に実施している。

令和 7(2025)年は 9 月～10 月にかけて「学生生活満足度調査」を実施し、学生の意見・要望の集計・分析を行い同年 10 月に報告書を作成し、報告書の簡易版は学生に掲示板や学生用ホームページで公表した。なお、令和 5(2023)年度の「学生生活満足度調査」と同様に、学生からの要望に対する対応計画を策定・実施して令和 8(2026)年 3 月下旬に学生用ホームページで公表を行っている。

このほか、学生による授業評価アンケート結果はこれまで、その集計結果を図書館において許可制で開示するだけであったが、令和 7(2025)年度より結果の公表及び活

用の方法を見直し、教員が次回授業への改善報告書を作成し、その内容を図書館及び学生用ホームページで公開し、学生へのフィードバックするよう活用している。以上のことから、学生からの意見・要望を汲み上げ、それらを教育研究の改善・向上につなげる具体的なシステムが、大学において構築されつつある。その一方、研究科においては同様のシステムが構築されていない。

以上から学生の意見・要望の把握・分析と結果の活用は着実に進んでいるが、まだ十分とは判断できない。

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の保証人・保護者をはじめとする学外関係者の意見・要望の把握・分析・結果については今後の課題である。

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

令和 6(2024)年度に各学部・研究科で三つのポリシーのうちのディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを中心に大学の使命・目的及び教育研究上の目的との関係性を見直し、適宜修正し、その結果を教育研究や大学運営の改善・向上に具体的に活用している。

自己点検・評価、認証評価などの結果を踏まえた第三期中長期計画(令和 7 年度～令和 11 年度)は策定が完了し、中長期計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しはじめた。

令和 6(2024)年度の自己点検評価書と第三者認証評価の結果を大学ホームページに公表しているが学生や学外関係者の理解・支持は十分に得られていないが、令和 7(2025)年 2 月に「東京福祉大学・大学院 内部質保証の方針について」を策定したことにより内部質保証のための学部・学科・研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性について整備は進んでいる。内部質保証の推進に関連する学内の組織とその手続きは次のとおりである。

内部質保証の推進に関連する学内の組織とその手続き

組織	内部質保証の推進の手続き
教育研究評議会	内部質保証の中心かつ最終的な責任を担う組織として各学部・研究科、委員会・専門部会からの課題や提案を集約し、全学的な方針と改善計画を審議・決定し、改善につなげていく。
自己点検・評価委員会 業務管理室	エビデンス・データを基に自己点検・評価を実施し、その結果を教育研究評議会に報告する。
各学部・研究科、委員会・ 専門部会	定期的に自己点検・評価を実施し、教育研究評議会で決定した方針は学長の指示のもと、再び現場にフィードバックし、教育の質の向上に活かす。

こうして大学全体で PDCA サイクルを機能させながら、継続的な改善を図るという仕組みは確立し、機能し始めている。

〔基準 2 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 内部質保証のため自己点検・評価の結果と認証評価などの第三者による評価結果を基にした継続的な自己改善を行っており、教育研究及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質は保証された。
- 内部質保証の機能性のために恒常的な組織体制を整備するとともに、その責任体制を明確にすることが必要であり、令和 7(2025)年 2 月に「東京福祉大学・大学院 内部質保証の方針について」を策定したことで内部質保証の組織体制と責任体制が明確となった。
- 内部質保証の組織図であるフローチャートのイメージ図を策定したことで内部質保証の組織体制と責任体制が可視化され明確となった。
- 学生生活満足度調査や授業評価アンケート結果を通して学生の意見・要望を取り入れ教育研究に活用するシステムが構築された。
- 三つのポリシーのうちアドミッション・ポリシーは大学全体のものしか策定されていなかったが、各学部・研究科のアドミッション・ポリシーの策定も完了した。
- 令和 7(2025)年度からは各学部・研究科における中長期計画と年次計画を策定し、年度末に進捗状況報告を作成し業務管理室に提出し、それを受け PDCA サイクルの進捗状況報告書のフォーマットを各学部・研究科と各委員会・専門部会の 2 種類に分け、令和 7(2025)年度年次計画の PDCA 報告書として年度末に業務管理室への提出が完了した。これをもって自己点検・評価活動を全学的体制で実施する仕組みができあがった。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 学生懇談会などの学生との対話などを通し学生の意見・要望をくみ上げ教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを取り入れる必要がある。
- 各学部で学生の意見・要望を取り入れるアンケートなどのシステムを取り入れているが各研究科では学生との対話や学生へのアンケートなどのシステムは取り入れていないため今後取り入れる必要がある。
- 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力が必要である。
- 各学部・研究科で内部質保証の基準に基づいた自己点検・評価の実施が必要である。
- 自己点検・評価、認証評価などの結果を大学ホームページに公表するだけでなく、学生対象の全体ミーティングなどで積極的に説明し、理解・支持を得られるよう努力する必要がある。同様に学外関係者に対しても大学ホームページでの自己点検評価書の概要の説明だけでなく、認証評価の結果に関し説明が必要である。

○PDCA サイクルの進捗状況報告書のフォーマットを各学部・研究科と各委員会・専門部会の2種類に分けPDCA 報告書として提出することで自己点検・評価活動を全学的体制で実施する仕組みが構築されたが、明確なアセスメントポリシーが策定されていなかったためPDCA 報告書の精緻な評価と改善がエビデンスを基に実施できていない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 令和8(2026)年12月までに、学生懇談会などの学生との対話などを通し学生の意見・要望をくみ上げ教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを整備する。
- 令和8(2026)年12月までに、研究科で学生の意見・要望を取り入れる学生との対話やアンケートなどのシステムを整備する。
- 令和9(2027)年2月までに、学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かすシステムを整備する。
- 令和9(2027)年3月までに、自己点検・評価、認証評価などの結果を大学ホームページに公表するだけでなく、学生対象の全体ミーティングなどで積極的に説明し理解・支持を得ることと、学外関係者に対してもホームページ上での自己点検評価書の概要の説明だけでなく、認証評価の結果に関し説明を行う。
- 令和8(2026)年11月までに、エビデンスを基としたPDCA 報告書の評価と改善のため全学、学部、学科のアセスメントポリシーの策定を行う。
- 令和9(2026)年2月までに、各学部・研究科と各委員会・専門部会のPDCA 報告書について、アセスメントポリシーを定めたうえでエビデンスを基に評価・改善を行い完成させる。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

- ①アドミッション・ポリシーの策定と周知
- ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

東京福祉大学(以下、「本学」という)の建学の精神である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」に則り、全学及び各学部、各研究科の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を以下のとおり定めている。

「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」

<大学>

東京福祉大学は、その建学の精神・教育理念に基づき、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力・行動力が備わった、社会福祉、教育、心理分野の専門職者の養成を目的としている。

そのために、実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性を身に付けることや本学の各学部・学科で養成する各分野の専門家に必要な専門的な知識・技能を体系的に理解するとともに、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付けさせることを重視している。

本学の入学者選抜では、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、総合型選抜をはじめ多様な選抜方法を用意し、学習意欲・熱意、人間相手の仕事への適性を持つ方にぜひ入学の機会を提供したいと考え、以下のように本学の入学者受入れ方針を定めている。

1. 本学の教育理念、教育目標・内容・方法等を理解した上で入学を希望する者
2. 将来、社会福祉関係、保育関係、学校教育関係、心理学を生かした職業を目指し、チャレンジ精神や意欲がある者
3. 自分や他の人を大切にし、「やさしさ」「思いやり」「人間性」にあふれる熱意のある者
4. 東京福祉大学の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていこうという意欲のある者

<大学院>

東京福祉大学大学院では、学生に対し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力の獲得をめざし、卒業までに確実に学生の学問的能力を高められるよう、「講義」「演習」などを通して、双方向対話型の教育を実践するとともに倫理規定に沿った「調査」を行っている。また、学生個人の学習に対する強い意欲や将来の目標への熱意、学問領域への関心があり、国際社会を生きる各分野のリーダーとして高潔な人格形成を目指している。

本大学院の入学選抜試験では、こうした国際感覚や研究意欲があり、学び続けることができる能力を持った学生を選抜することに主眼を置いている。「読む力」「論理的思考力」「書く力」など、学問・研究に必要な基礎的な能力について、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、選抜試験を実施する。

本大学院では、次にあげるような学問・研究に必要な基礎的な能力と人間性がある人材を求めている。

1. 東京福祉大学院の実践的・効果的な教育を継続して学び、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力の獲得を目指そうとする意欲がある者
2. 各分野の学問的・実践的リーダー的な人材になりたいという強い熱意がある者
3. 教養を生かし、他人を大切にする「やさしさ」「思いやり」及び「人間性」がある者

【社会福祉学部】

社会福祉学部では、ますます進む少子高齢社会において、複雑、多様化するニーズに応え、課題を発見し解決できる実践力を備えた社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師を養成することを目的としている。

そのために、双方向対話型の授業を通して、他者との適切なコミュニケーション能力の習得や実習を通して現場を知り、福祉に対する情熱と社会的に支援が必要な人に対する共感力を身に付けることを重視している。また、国家資格取得に向けた地道な努力が求められる。

以上のことから、社会福祉学部の入学選抜においては、以下の受入れ方針を定める。

1. 福祉・心理に対する熱意と探究心がある者。
2. 資格取得を目指し、国家試験合格に向けての努力を惜しまない者。
3. 実習において、積極性を持つと同時に自己を振り返ることのできる者。
4. 起業や経営・管理に対して興味がある者。
5. 学んだリーダーシップ等の知識を将来、就職先や社会で役立てていこうとする意欲がある者。

【教育学部】

教育学部では、全学的なアドミッション・ポリシーに則り、入学選抜では、多様な選抜方法による多面的かつ総合的な評価を実施するとともに、将来の目標に対す

る意欲や熱意、入学後の資質・能力の向上の可能性を見出し、教育者としての適性を持つ者に入学の機会を提供するため、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を定める。

〔教育目的・内容の理解〕

1. 本学の教育理念、教育目的・内容・方法を理解し、主体的に学修に取り組む意志を持つ者。

〔意欲・熱意〕

2. 日本の学校教育や国際教育の現場において、未来の社会を担う人材の育成に情熱を持ち、教育者・支援者としての将来を志す者。

3. 他者と協働して教育現場の諸課題に取り組み、実践的な教育を通じて自己の能力を伸ばそうとする意欲のある者。

〔資質・適性〕

4. フロンティア精神に富み、豊かな感性と他者への思いやりを持って、誠実に人間と関わる高い倫理観を備えた者。

〔諸能力〕

5. 人間や社会、多様な文化への深い関心を持ち、教育・心理・健康・情報・言語・異文化コミュニケーション等を学ぶために必要な基礎的な学習能力と論理的な思考力を有する者。

【心理学部】

心理学部では、心理学の専門的知識と技能を体系的に習得し、現代社会の諸課題に科学的かつ実践的に取り組む人材を育成するため、以下のような資質や意欲を持つ学生を広く受入れる。

1. 求める学生像

〔人間と社会への強い関心〕

人の心の仕組みや行動、および現代社会が抱えるさまざまな問題に対して深い関心を持ち、心理学の視点からその解決に貢献したいという意欲がある者。

〔ヒューマンサービスへの志向〕

将来、心理学の知識を活かして、教育、福祉、医療、産業などの対人援助（ヒューマンサービス）の現場で、実践的に活躍したいと考えている者。

〔科学的探究心と柔軟な思考〕

目に見えない「こころ」を、実験や調査などの科学的な手法を通じて客観的に分析しようとする論理的思考力と、多様な価値観を尊重できる柔軟な姿勢を持つ者。

〔主体的な学習意欲〕

公認心理師受験資格の取得や、関連する専門資格（社会福祉士、精神保健福祉士等）の学習、さらには大学院進学など、自らのキャリア形成に向けて主体的に学び続ける姿勢を持つ者。

2. 入学までに修得しておくべき知識・能力

〔基礎学力〕

高等学校等における諸教科（国語、英語、社会、数学、理科など）の基礎知識を幅広く修得し、論理的な文章を読み解き、自らの考えを表現できる能力。

〔多角的視点〕

社会の出来事や他者の立場を多角的に捉えようとする、基礎的なリテラシー。

〔協調性〕

他者とコミュニケーションを図り、協力して課題に取り組むための基礎的な対人能力。

3. 入学者選抜の基本方針

入学志願者の多様な資質と学習意欲を多角的に評価するため、以下の選抜を実施する。

(1) 総合型選抜・学校推薦型選抜

面接や志望理由書、小論文等を通じて、心理学を学ぶ明確な目的意識、適性、および対人援助に対する意欲を重点的に評価する。

(2) 一般選抜・共通テスト利用選抜

筆記試験を通じて、大学での専門教育を受けるために必要な基礎学力と、論理的思考力の習得状況を評価する。

(3) 特別選抜（社会人・留学生等）

これまでの社会経験や多様な文化的背景を考慮し、心理学を学ぼうとする意欲や、大学での学修に対応できる基礎能力を評価する。

【保育児童学部】

現代社会において、子どもを取り巻く環境は多様化・複雑化しており、家庭や地域社会の変化に伴い、貧困や虐待などの深刻な課題が顕在化している。本学部では、こうした現状を正しく理解し、専門的知識と実践力をもって子どもや家庭を支援できる人材の育成を目的とする。保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の養成を基盤とし、子ども家庭ソーシャルワーカー（新しい認定資格）等の動向を踏まえ、子ども・家庭・地域を総合的に支援できる力を養う。また、芸術を通して豊かな感性と共感力を育むとともに、各種実習や地域連携活動を重視し、社会に貢献できる実践的な人材の育成を目指す。

以上の方針に基づき、保育児童学部では次のような資質・意欲を有する者を求める。

1. 子どもや家庭、地域社会に関心を持ち、その課題解決に貢献しようとする者。
2. 保育・幼児教育および児童福祉の専門知識と実践力の修得を志す者。
3. 人権を尊重し、豊かな感性と共感力をもって子どもの成長を支えようとする者。
4. 芸術を通して創造性と情操を育み、教育・保育の現場に活かそうとする者。
5. 保育士・幼稚園教諭資格を基盤に、社会福祉士等の資格取得を目指し主体的に学ぶ意欲を有する者。
6. 実習やボランティア、地域連携活動や学内行事等に積極的に取り組み、社会に貢献しようとする者。

保育児童学部では、書類審査および試験等を通じて、これらの資質と能力を総合的に評価し、入学者を選抜する。

【社会福祉学研究科】

社会福祉学研究科は、理論と実践の絶え間ない対話を通じて現実社会の課題に対して新たな解決の枠組みを提示できる人材の育成を目的とする。とりわけ、貧困、孤立、健康格差など複雑化する福祉課題に対し、現場に根ざした視点と学術的知見の双方を踏まえ、課題の構造を的確に捉え直す力を重視する。

教育においては、現場経験の有無にかかわらず、社会福祉に対する問題関心を出発点として、問いを形成し、理論的に検討し、実践へと接続する力を段階的に養成する。その過程において、批判的思考力、論理的表現力、調査・分析能力を体系的に修得し、最終的には自らの研究成果を社会に還元できる水準への到達を目指す。

修了後は、ソーシャルワーカー、福祉施設の運営・管理者、政策形成に関わる専門職、または研究者として、地域社会および国際社会において実践と知の双方を架橋し、社会福祉の発展に寄与することが期待される。

以上のことから、入学選抜においては、学問・研究に必要な基礎的能力（読む力・書く力・論理的思考力）に加え、社会福祉に関する問題関心の明確さ、学びを通じて成長しようとする意欲を総合的に評価し、以下の通り受入れ方針を定める。

1. 社会福祉の諸課題に関心をもち、それを自らの問いとして深め、学術的な視点から論理的に記述・発信していこうとする意欲がある者。
2. 学びを通じて自らの視野と能力を拡張し、社会の変革を主体的に構想しようとする高い意欲がある者。
3. 多様な人々と協働しながら、より良い社会の実現に主体的に関わろうとする者。

【教育学研究科】

教育学研究科では、全学的なアドミッション・ポリシーに則り、入学選抜では、多様な選抜方法による多面的かつ総合的な評価を実施するとともに、将来の目標に対する意欲や熱意、入学後の資質・能力の向上の可能性を見出し、教育者としての適性を持つ者に入学の機会を提供するため、以下のアドミッション・ポリシー（入学受入れ方針）を定める。

〔教育目的・内容の理解〕

1. 本学の教育理念、教育目的・内容・方法を理解し、主体的に学修に取り組む意志を持つ者。

〔意欲・熱意〕

2. 日本の学校教育や国際教育の現場における諸課題の解決に主体的に貢献する意欲を持ち、将来、研究者・教育者・支援者として次世代の育成を担う志を有する者。
3. 他者と協働して教育現場の諸課題に取り組み、理論と実践を往還する研究活動を通じて実社会の変革や発展に寄与しようとする意欲のある者。

〔資質・適性〕

4. フロンティア精神に富み、豊かな感性と他者への思いやりを持って、誠実に人間と関わる高い倫理観を備えた者。

〔諸能力〕

5. 教育学研究を行うために必要な経験、多面的・総合的な学習能力、論理的思考力、批判的判断力、コミュニケーション能力を有する者。

【心理学研究科】

心理学研究科では、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに基づき、豊かな人間愛と高度な専門知識・技術をもって社会に貢献できる心理臨床の専門家および研究者を育成するため、以下のような資質・意欲を持つ人材を広く受入れる。

1. 求める学生像

〔情熱と倫理観〕

人の「こころ」の痛みや葛藤に対し、深い共感と「福祉の心」を持って寄り添い、真摯に向き合うことができる強い意欲と高い倫理観を持つ者。

〔専門的基礎知識〕

心理学、福祉、保健医療等の領域において、大学院での研究・実践の土台となる基礎的な学力を有している者。

〔実践的・社会的な関心〕

保健、医療、福祉、教育、産業、司法など、多様な領域における心理的課題に関心を持ち、多職種と連携・協働しながら課題解決を図ろうとする姿勢を持つ者。

〔探究心と研究意欲〕

臨床心理学の理論と実践を科学的に分析・検証し、新たな知見を創造しようとする探究心、および修士論文・博士論文の作成に粘り強く取り組む意欲を持つ者。

2. 修得しておくべき知識・能力

博士課程前期（修士課程）

- ・ 大学卒業レベルの心理学全般に関する基礎知識。
- ・ 心理学的な調査・実験や文献読解に必要となる論理的思考力と基礎的な英語読解力。
- ・ 対人援助の基礎となるコミュニケーション能力と自己省察力。

アドミッション・ポリシーは、大学ホームページ、募集要項等を通して学内外に周知しており、オープンキャンパスや受験希望者対象の大学説明会等においても説明を行っている。

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選抜は文部科学省通知「大学入学者選抜実施要領」に則り、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施要領及びその細目を定めている。入学者選抜の実施・運営は全学入試管理委員会を中心とする入学試験実施本部が統括してお

り、入学者選抜を担当する教職員に対しては事前に入念な説明を行い、公正かつ厳格な実施体制のもとに入学者選抜を行っている。

また、令和7(2025)年度より、学部・研究科ごとに入試管理委員会を設置し、日本人学生の入学者選抜に関しては各学部・研究科にて入学者選抜と合否判定を行い、教授会・研究科委員会、全学入試管理委員会を経て学長が入学者を決定している。

入学試験問題の作成にあたっては入学試験問題作成委員会を組織し、委員相互に各問題の点検・校正等を経てアドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れを実現するための入学試験問題を編成している。

また、令和7(2025)年度の入試において2件の人為的ミスが発生した為、入試に関する全ての業務のマニュアル化と管理チェック体制を整備するとともに、入試ミスが発生した場合には、迅速に対応ができる体制も整備している。

また、本学では入学者の受入れ選抜方式として、総合型選抜、学校推薦型選抜、Special奨学生選抜、一般選抜、特別選抜、編入学を設けている。いずれの選抜方式においても単に知識の有無を問うのではなく、思考力、判断力、表現力等の受験者の持っている潜在的可能性を評価できるようアドミSSION・ポリシーに沿った入学者選抜を行っており、それぞれの選抜方式の特徴は次のとおりである。

「入学者の受入れ選抜方式の特徴」

■総合型選抜

総合型選抜は課題発表型、活動発表型、目標発表型の3方式で実施しており、令和6(2024)年度には基礎学力型を新設した。いずれも本学のアドミSSION・ポリシーに適合し、本学で能力を伸ばす意欲のある者を選抜している。また、課題発表型、活動発表型では成績優秀者に初年度納付金を減免する制度を実施している。

■学校推薦型選抜

学校推薦型選抜は公募型と指定校型があり、いずれも出願要件にアドミSSION・ポリシーに適合することを明記している。

■一般選抜、Special奨学生選抜

一般選抜では、本学独自の学科試験のほか、大学入学共通テストを利用した選抜も行われている。

Special奨学生選抜は、一般選抜と同様、本学独自の学科試験を課し、合格者のうち特に優秀と認められた者を奨学生として採用するとともに、一般選抜免除合格の判定も行う。一般選抜、Special奨学生選抜ともに、本学独自の試験問題作成にあたってアドミSSION・ポリシーに基づく作問方針に留意し、問題が作成されている。

■特別選抜

特別選抜は、社会人、帰国生徒、留学生を対象者とする選抜を行っている。いずれ

も本学のアドミッション・ポリシーに適合する者が共通の出願資格となっており、面接、小論文(外国人留学生は作文)、書類選考によって審査している。

■留学生選抜

留学生向けに面接、書類選考による選抜を行っている。アドミッション・ポリシーに適合することが出願資格になっている。

■編入学

他の大学・短期大学・専門学校卒業者等(外国人留学生含む)を対象とした編入学試験も実施しており、ここでも面接、小論文(外国人留学生は作文)、書類選考によって、本学のアドミッション・ポリシーに適合する人物であるか審査を行っている。

■留学生編入学

留学生向けに面接、書類選考による選抜を行っている。アドミッション・ポリシーに適合することが出願資格になっている。

■大学院

面接において、アドミッション・ポリシーに適合する人物であるかに加え、各専攻・課程における人材養成等に係る目的に見合う人物であるかを審査している。

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

近年の入学定員に対する入学者については、社会福祉学部は留学生のニーズに応えるため令和4(2022)年度に入学定員を360人から410人に増やしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大(以下、「コロナ禍」という)において、留学生の来日が困難または不可能になった影響を受け、令和4(2022)年度、令和5(2023)年度は大幅に入学者数が減少した。令和5(2023)年度にコロナ禍が終息し、留学生の渡航が可能となったため、令和6(2024)年度の入学定員を440人へ増やし、令和6(2024)年度の入学定員充足率は167.3%と大きく改善した。令和7(2025)年度の入学定員をさらに490人へ増やし、定員の充足率は138.4%になった。保育児童学部は入学定員割れが続いていたため、令和4(2022)年度に入学定員を80人減らした。令和4(2022)年度・令和5(2023)年度は入学者が減少していたが、令和6(2024)年度の入学定員充足率は76.6%と改善している。令和7(2025)年度は入学定員を50人減らし、入学定員充足率は141.0%と大きく改善している。教育学部もしばらく入学者数の減少傾向が続いていたが令和6(2024)年度の入学定員充足率は81.4%、令和7(2025)年度の入学定員充足率は98.6%と改善傾向にあった。一方、心理学部は令和3(2021)年度まで入学定員充足率が100%を上回り、令和4(2022)年度に入学定員を30人増やし、さらに令和6(2024)年度に入学定員を30人増やし、入学定員を260人としているが、令和6(2024)年度の入学定員充足率は110.8%、令和7(2025)年度の入学定員充足率は103.1%と入学定員に沿った適切な学生受入れ数が維持されて

いた。しかし、令和8(2026)年度に関しては、すべての学部において日本人学生の志願者が減少し、さらに留学生選抜においては受入れ基準を厳しくしたことも影響し、すべての学部で入学定員を大幅に下回った。令和6(2024)年度・令和7(2025)年度に多くの留学生を受入れたことで定員超過となり、さらに帰責性のある退学者等を出してしまったことにより、文部科学省より指導を受ける結果となってしまった。

大学全体として入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持するため、アドミッション・ポリシーに沿った人材を広く募集できるよう、令和5(2023)年度に総合型選抜(目標発表型)においてエントリー制度を創設している。このエントリー制度は他大学との併願が可能であり、エントリー登録日に事前面談を行って、将来の明確な目標とそのための努力、大学入学後の勉学への意欲をアピールできた志願者は面接を免除し、目標レポートを含む書類選考のみで合否を決定する制度となっている。また、令和7(2025)年度の入試では総合型選抜に面接で自身をアピールするのが不得意な高校生が出願しやすくするため、基礎的な学力を問う基礎学力型選抜制度を新設している。

定員の未充足が続く保育児童学部と教育学部については、令和5(2023)年度、教育学部教育学科学校教育専攻に小学校で必要とされるICT(情報通信技術)教育を担うことができるよう履修モデルとして「ICTコース」を設置している。また、保育児童学部保育児童学科には保育・福祉と合わせて芸術系科目(音楽・造形など)を学び、コミュニケーションを重視した芸術表現や福祉現場での芸術表現が活かせる人材の養成を目的とする履修モデルとして「芸術福祉コース」を設置するなど、ICT教育の専門家として教育界に貢献したい学生や、音楽・美術志向の強い学生への訴求を図っている。

表3-1-1 各学部の過去5年の入学定員・入学者数・入学定員充足率

学部		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
社会福祉学部	入学定員(人)	410	410	440	490	490
	志願者数(人)	410	383	1,016	1,078	530
	入学者数(人)	251	242	736	678	145
	入学定員充足率	61.2%	59.0%	167.3%	138.4%	29.6%
保育児童学部	入学定員(人)	150	150	150	100	100
	志願者数(人)	120	103	167	220	65
	入学者数(人)	67	71	115	141	38
	入学定員充足率	44.7%	47.3%	76.6%	141.0%	38.0%
教育学部	入学定員(人)	280	280	220	220	220
	志願者数(人)	337	276	298	374	195
	入学者数(人)	141	118	179	217	82
	入学定員充足率	50.4%	42.1%	81.4%	98.6%	37.3%
心理学部	入学定員(人)	230	230	260	260	260
	志願者数(人)	511	411	481	503	293
	入学者数(人)	238	213	288	268	153
	入学定員充足率	103.5%	92.6%	110.8%	103.1%	58.8%

大学院については、社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期及び教育学研究科教育学専攻修士課程は留学生の入学ニーズが高く、入学定員超過の状態が続いていたため、入学定員の見直しを行い、令和5(2023)年度にそれぞれ入学定員を増やしている。

それにより、教育学研究科教育学専攻修士課程においては、令和6(2024)年度に入学定員を超過したが、令和7(2025)年度は入学定員に近い水準となった。一方、社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期においては、直近の2年間(2024年度、2025年度)の入学者数は入学定員を大きく超過している。社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程後期においても、直近の3年間(2023年度～2025年度)の入学定員が大きく超過しているため、令和8(2026)年度においては合格基準を見直し、定員の超過増を抑えるように取り組んだが、適正な定員には至っておらず、「教育の質の担保」及び「教員の負担」について、早急に検証し、大学院の入学定員の見直しを含めたあり方を検証していく必要がある。

社会福祉学研究科は入学定員超過、そのほかの研究科は入学定員未充足であり「入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持」へ継続して取り組む必要がある。

表3-1-2 各大学院研究科の過去5年の入学定員と入学者数及び入学定員充足率

研究科・専攻		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程前期	入学定員(人)	10	70	70	70	70
	志願者数(人)	67	115	354	300	193
	入学者数(人)	61	92	287	139	90
	入学定員充足率	610.0%	131.4%	410.0%	198.6%	128.6%
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程後期	入学定員(人)	3	3	3	3	3
	志願者数(人)	5	12	43	19	23
	入学者数(人)	5	9	35	16	18
	入学定員充足率	166.7%	300.0%	1,166.7%	533.3%	600.0%
社会福祉学研究科 児童学専攻 修士課程	入学定員(人)	10	10	10	10	10
	志願者数(人)	3	6	23	15	4
	入学者数(人)	1	2	14	8	3
	入学定員充足率	10.0%	20.0%	140.0%	80.0%	30.0%
心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程前期	入学定員(人)	30	30	30	30	30
	志願者数(人)	66	94	71	57	31
	入学者数(人)	14	18	12	11	7
	入学定員充足率	46.7%	60.0%	40.0%	36.7%	23.3%
心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程後期	入学定員(人)	3	3	3	3	3
	志願者数(人)	4	2	3	1	2
	入学者数(人)	2	0	1	0	1
	入学定員充足率	66.7%	0.00%	33.3%	0.0%	66.7%

教育学研究科 教育学専攻 修士課程	入学定員(人)	10	30	30	30	30
	志願者数(人)	30	26	85	50	44
	入学者数(人)	26	20	66	35	20
	入学定員充足率	260.0%	66.7%	220.0%	116.7%	66.7%

3-2. 学修支援

①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援については全学教務委員会が中心となり、教員と職員等が協働で調整を図りながら全学的に遂行している。本学では春学期・秋学期の2学期制(以下、「セメスター」という)を導入しており、各セメスターのはじめに行っているオリエンテーションやホームルームでの履修指導においては、アカデミックアドバイザー(クラス担任)が履修登録に関する質問に対応するなど、学生への直接的な履修指導を行っており、教員と教務課職員が確認を取りながら円滑、かつ適切に履修登録を進めている。

本学の教員は「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいてオフィスアワーを週3時間以上設けている。オフィスアワーの曜日・時間帯はシラバスに記載されているほか、教員の研究室前にも担当授業科目とオフィスアワーの曜日・時間帯を掲示している。また、教員には担当授業科目の学修相談のほか、学生のキャリア開発に役立つ支援を行うことを推奨しており、研究室前にはそうした内容も掲示することで学生の積極的な相談利用を促している。

授業編成にあたってはキャリア教育に関する科目を全ての学年を通してカリキュラムに組み込んでおり、1・2年生では大学での学修に必要な基礎教養と広範な一般知識を身につけるための科目、3年生以降は各専門分野の専門知識及び資質・能力を身につけるための科目を中心としたカリキュラムを編成している。

障がいのある学生等への学修支援については「改正障害者差別解消法」の合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」に移行したことも考慮し、障がい者支援の体制整備に取り組んでおり、令和6(2024)年度に障がい者支援を統括する「ユニバーサル支援委員会」及びその下部組織で実務を担当する「ユニバーサル支援協議会」を設置している。「東京福祉大学における障がいのある学生に対しての支援について(合理的配慮の取り組み)」と題する冊子を作成して全教職員への周知を図るとともに、同時に定められた「東京福祉大学 障がい学生支援規程」に基づき、合理的配慮が必要な学生を組織的にサポートする仕組みを整備している。

施設面については、障がいのある学生等への支援のため、各校舎の入り口には車椅子用スロープを設置し、校舎内は段差の少ないバリアフリー構造を取り入れ、車椅子用エレベーターや多目的トイレを各所に設置・整備するなど、障がいのある受験者・学生等への配慮のための施設を整備している。また、障がいのある受験者が入学者選抜において、障がい、病気、負傷等により特別な配慮を希望する場合には、大学入試センターの実施する大学入学共通テストに準じた対応をとっている。さらに、大学入試センターの配慮支援に該当しない場合や具体的な対応方法をとることが困難な場合には、発達障害教育センターや日本学生支援機構及び大学入試センターに相談し、その助言に従って対応している。本学の障がいのある学生に対しての合理的配慮については、基本的に文部科学省が示した指針に基づいて学内諸規定を整備し、障がいのある学生への支援のほか、障がいのある受験者・学生等の入学試験時における支援も行っている。入学者選抜に際しての配慮・支援内容とその申請方法については学生募集要項や大学ホームページで周知している。

学業成績の不振のため休学・留年・中途退学などのリスクのある学生への支援として面接指導のほか、授業担当教員、教務課職員が保証人と連絡をとり、生活環境の改善を含めた学業成績等の改善・向上のための対応を行っている。

健康、生活、経済的な問題については、保健相談室、学生相談室、教務課、キャリア支援室が連携し、専門的な支援を展開している。

また、現在、本学には約2,100人の留学生在籍しているため留学生の支援は本学にとって重要であり、入学から卒業に至るまでの支援をアカデミックアドバイザーが中心となって細やかに行っている。具体的にはアカデミックアドバイザー・コミュニケーション・カードを導入し、毎月1度はアカデミックアドバイザーと面談を行い、日々の生活・修学等の相談・助言を行っている。令和7(2025)年度には留学生の手引きを作成し、全留学生へ配布及び配信を行って規則やマナー、修学の仕方などホームルームを活用して確認させている。令和8(2026)年度からは情報交換の場として留学生アカデミックアドバイザー連絡会を毎月1回開催し、学内各部署が連携して留学生支援の充実を図っている。

3-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA(Teaching Assistant)等の採用・活用については「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育アシスタント(TA・SA)制度に関する規程」に基づいて運用を行っている。教育アシスタント(TA・SA)は、授業を担当する教員の指導・助言に従い、授業の事前準備、学生からの質問対応、演習・実習の教育業務等の支援を行っている。教育アシスタントを活用することは学修支援の充実に有効であり、教育者を目指す学生は教育アシスタントとして学習支援に携わることで実践的な教育の経験や資質向上のためのよい機会にもなっている。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

令和 6(2024)年度より、実習・資格取得・就職のキャリア支援を機能的かつ総合的に支援するために、就職支援室、福祉専門職支援室、教職課程支援室を組織統合し、キャリア支援室を設置している。これにより学生の進路・就職・実習の専門分野について組織的な取り組みが強化され、キャリア支援のさらなる充実が図られている。

学生の就職支援においては一人ひとりの学生の就職を丁寧にサポートしている。また、福祉や保育の専門職を目指す学生の資格取得のための学修や実習が円滑に進むようサポートをしている。さらに教職を目指す学生の教育実習、教員採用試験のサポートをしている。

また、学生への具体的な実習・演習及び就職の支援方針や取り組み内容について、全学教務委員会の下部組織である福祉実習専門部会、教育実習専門部会、教養教育専門部会、キャリア教育専門部会が相互に連携し、必要に応じ情報共有し、課題があれば解決方法を策定、実施、評価し、その結果について分析を行い、学生支援の充実へと繋げている。

学生が実習を行う際には各専門分野の専任教員による実習の事前・事後の指導と実習先へ巡回しての指導を行っている。学生の実習時の様子や状況はキャリア支援室に報告され、キャリア支援室、アカデミックアドバイザー、実習指導にあたる教員が連携して学生一人ひとりに合わせた支援を行っている。

学生一人ひとりが納得のいく進路を選択し、社会に貢献できる人材に育つよう、1 年次から 4 年次までのカリキュラムの流れの中で、学部により科目名称は異なるが「キャリア基礎演習科目」「キャリア開発演習科目」を中心としたキャリアガイダンスを展開している。「キャリア基礎演習科目」「キャリア開発演習科目」の具体的内容として、1・2 学年次は「学習に対する基本的姿勢、公共心(良識)、表現力、自己分析能力、当該学科の専門分野の理解等を身につける」、3・4 年次では「職業に関しての多様な選択肢について理解をさせ、自己の冷静な分析(適性)によって職業についての認識を深める」ことができるよう科目が編成されている。

このほか、社会的・職業的自立のために有用な資格の取得を支援するため、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の国家試験等を受験希望する学生を対象とした受験対策講座を開講しているほか、公務員を志す学生に向けて公務員採用試験対策講座を 3 年次から開講するとともに、公務員インターンシップへの参加も推奨している。また、キャリア支援室がアカデミックアドバイザーと連携して行う学生との個人面談や、就職試験面接を想定した模擬面接の実施、学外施設・企業の人事採用担当者を招いての学内就職説明会やセミナーの開催等も行っている。また、留学生の社会的・職業的自立に資するため、日本語能力向上のための指導体制を整備するとともに、留学生を対象としたガイダンス・セミナーも行っている。

こうした本学独自の教育方法、充実したキャリア教育、公務員採用試験対策、国家試験対策、学生一人ひとりに合わせた進路決定支援等の成果は多くの公務員採用試験・国家試験合格者数や就職率に表れている。

就職関係のデータ管理について、現在は卒業時の個々の学生の住所、連絡先、実習先、就職活動や支援の状況をデータベースで管理してキャリア支援室にて共有され、学生指導に活用されている。

留学生のキャリア支援に関しては、キャリア支援室、留学生支援室、留学生教育センター、留学生教育センター運営委員会が連携して進めている。さらに留学生の教育及び研究に関して審議・検討するため、留学生教育センター運営委員会の下部組織として留学生カリキュラム編成専門部会、留学生修学・生活支援専門部会、留学生キャリア形成支援専門部会、留学生と日本人の交流促進専門部会の4つの専門部会を設置して留学生の修学・生活・キャリア支援・日本人学生との交流等、入学後の学生生活から卒業・就職までを全学的に支援している。さらに、日常的な支援体制に関しては日本人学生同様にアカデミックアドバイザーを配置して、いつでも相談できる支援体制をとっている。また、ビザ更新等で必要な授業への出席の確認や学習支援においては教務課と連携している。また、アカデミックアドバイザー・コミュニケーション・カードを用いて、月に最低1回、アカデミックアドバイザーと個別面談をおこなうシステムを構築している。

令和8(2026)年度からは留学生アカデミックアドバイザー連絡会が開催され、月1回情報交換の場を設け、より連携して留学生支援の充実を図れるようにしている。

このように、本学は教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は整備されていると判断する。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-①学生生活の安定のための支援

本学では、学生が大学生活を円滑に有意義に、そして安全に送れるよう学内の規則、諸手続きの方法、課外活動等、学生生活の全般的な理解を目的として作成された手引き「学生生活の手引き(冊子)」を入学時に入学者全員に配付し、オリエンテーションにおいて、その詳細を説明している。なお、「学生生活の手引き(冊子)」は毎年度見直し改定を行っている。留学生に対しては「留学生の手引き」を日本語、英語、中国語でそれぞれ作成し、1年次に配付するとともに学生用ホームページでも見られるようにしている。

また、経済的支援として日本学生支援機構への手続きをはじめとして、各種民間団体・地方公共団体の支援制度について学生用ホームページを通じてお知らせし、申し

込みを随時受け付けている。本学独自の奨学金制度もあり、安定した学生生活を送る上で大きな支えとなっている。学生生活の安定のための主な支援は次のとおりである。

1. アカデミックアドバイザーによる支援

本学では学生一人ひとりに対する充実したサポートを実現するため、アカデミックアドバイザー制度を実施している。アカデミックアドバイザーの役割は学業や学生生活に関する相談を受ける学業相談員の役割を果たしている。各学部の専任教員が分担して1年次から卒業まで学生を受け持っている。アカデミックアドバイザーの具体的支援は次のとおりである。

(1) 学業・学修に関する支援

各学期の開始時に個人面談を行い、学生からの様々な相談を受けると同時に学修、履修状況や生活状況について把握し、話し合いを行い、必要に応じて保証人及び授業科目担当教員、教務課との連絡調整等の対応を行っている。

(2) 就職・キャリアに関する支援

将来の目標や方向性について、キャリア支援室とも連携して相談に応じている。資格取得や就職に関して、そのために必要な国家試験や就職試験についても勉強会を行うなど支援をしている。

(3) その他

学生生活上での困りごとについて相談にのって支援している。人間関係、健康状態など必要に応じて、関係部署と連携を図りながら、安心して学生生活が送れるよう支援している。

2. 全学的な学生生活の安定のための支援

全学的な学生支援については全学学生支援委員会を設置し、学生指導、学生の厚生、学生生活等に関する課題の検討を行い、全学的な支援策を講じている。さらに全学学生支援委員会の下には学生生活支援専門部会、学生団体支援専門部会の2つの専門部会を設置し、学生の生活支援に関する課題や学生生活の充実につながる行事やサークル活動に対する支援も行っている。また、学生生活を安心して送ることができるよう各ハラスメント等の対策・防止についてはハラスメント防止・対策専門部会を設置(全学総務委員会の下部組織)し、安全・安心な学生生活環境を整えている。

本学では学生生活の様々な相談について各キャンパスの教務課を窓口としており、学業・履修に関する相談以外でもサークル活動、ボランティア活動、奨学金、アルバイト等、学生生活全般に関する相談を総合的に受け付ける体制をとっている。

(1) 課外活動支援による学生生活の安定

① クラブ活動、学園行事、学友会等、学生が主体的に参画する活動を行うための支援

本学では大学祭(東京福祉大学千輝(きらら)祭、以下「大学祭」という)を毎年開催してきた。コロナ禍で5年間行われていなかったが、令和7(2025)年度には実行委員会が立ち上がり、新たな形の「千輝(きらら)祭実行委員会」が設立され、学生が

主体となって運営を行い始め、伊勢崎キャンパスにおいては1日開催ではあったが千輝(きらら)祭を開催し、約1,000人の方の来場があった。また、池袋・王子キャンパスでは学生スタッフにより東京福祉大学フェスを開催し、次年度、千輝(きらら)祭の開催に向けて学生が活動を始めた。全学学生支援委員会や教務課職員も適宜助言や支援を行って進めている。

②学生団体、サークル活動支援

令和8(2026)年度に活動する団体は、伊勢崎キャンパス10団体、池袋キャンパス2団体、王子キャンパス3団体、サークルの顧問を本学の専任教員が担当し、サークル活動の相談と支援を行っている。さらに新たに伊勢崎キャンパス1団体、池袋キャンパス3団体が追加される予定である。

伊勢崎キャンパスには、サークル活動及び学生の課外音楽活動練習用として12のサークル室、音楽室を備えるサークル棟を設置しており、伊勢崎キャンパスにおいては体育館を使用し、各キャンパスとも空き教室も課外活動で利用できるようにしている。

③学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)における支援

学生の社会的活動に対し、大学教育の一環として本学が認める課外活動について、課外活動経費の一部を補助することができる旨を、本学の規則で定めている(「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生課外活動規則」第3条第2項)。また、本学周辺地域の保育・児童関連施設等からの学生ボランティアの依頼に対してボランティアの募集掲示を行い、参加を支援している。本学では学生のボランティア参加を奨励しており、優れた社会的活動の実績を残した者には表彰を行い、また「学内広報誌(Voyage～大海へ～)」に掲載して、全教職員及び学生に紹介している。また、今年度より、各キャンパスにおいて環境美化を目的に

学生参加の「クリーンデイ」を設け、キャンパス内及び周辺のごみ拾いを実施する予定である。

(2)アメニティサービスの充実による学生生活の安定

学生のキャンパス・アメニティとして伊勢崎キャンパスにおいては本館1階にカフェテリア(学生食堂)があり、午前11時00分から午後3時00分まで営業している。また、自動販売機を設置しておりカフェテリアの営業時間外(原則として午前8時00分から午後8時00分)も利用できるようになっている。1号館1階の学生ラウンジには、自動販売機コーナー、学生用向けのアルバイト・ボランティア求人、催し物の案内等の学内掲示板のほかコピー機も設置している。また、4号館2階、5号館1階の学生ラウンジにも、ミーティングテーブル、自動販売機、電子レンジ(5号館のみ)等を設置している。

池袋キャンパスにおいては、8号館2階、9号館2階、10号館8階に学生ラウンジがあり、テーブルと椅子、電子レンジを設置している。また、4号館1階、8号館2階、9号館2階、10号館8階にはコピー機も設置している。

王子キャンパスにおいては、2号館13階の学生ラウンジにミーティングテーブルのほか、自動販売機、電子レンジを設置している。また、1号館1階、2号館3階にはコピ

一機も設置している。

名古屋キャンパスにおいては、10号館9階の学生ラウンジにはミーティングテーブルのほか、自動販売機及び電子レンジを設置している。また、10号館2階、4階、6階、9階にはコピー機も設置している。

令和7(2025)年度においては、学生生活満足度調査を行い、結果を公表し、学生からの要望については対応する案件と、今後の対応が可能かどうか検討する案件を学生用ホームページに公表している。

(3) 福利厚生による学生生活の安定

① 宿舎が必要な学生への支援

本学では、開学以来、学生寮・宿舎等の施設運営は行っていないが、一人暮らしを始める入学予定者のために各キャンパス指定の学生会館の紹介を行っている。特に伊勢崎キャンパスでは、大学案内(GUIDE BOOK)等の請求者に大学周辺の「伊勢崎キャンパスの学生会館・マンションのご案内」を同封送付している。

② 通学(通学バスの利用、駐輪場・駐車場の設置等)のための支援

伊勢崎キャンパスは最寄り駅から離れているため、通学のための支援として、本学と最寄り駅(JR高崎線本庄駅、JR両毛線・東武伊勢崎線伊勢崎駅)の区間内で、地元バス会社と提携し、一般路線バスをスクールバスとして無料で利用できる制度を導入している。また、基本的に通学には公共交通機関の利用を推奨しているが、公共交通機関による通学が困難な場合には、自転車又はバイク・自動車による通学を許可している。自動車通学者のために、キャンパス内外に学生用駐車場約570台、自転車及びバイク通学者の為に駐輪場約340台(駐輪場は1号館北側に設置)を整備している。なお、自動車で通学する場合には、学生駐車場の利用申請が必要であり、許可制となっている。許可にあたっては、安心・安全のための指導も行っている。

③ アルバイト・ボランティア紹介による地域と学生を繋ぐ支援

地元の企業・店舗等よりアルバイト求人の紹介依頼があった場合は、教務課で内容を確認し、学内掲示板に求人票を掲示している。ボランティアについても同様に対応している。

また、学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)は、将来の社会人として成長につながるものであるが、いずれについても授業や学生の心身に支障が無いよう、アカデミックアドバイザー、全学学生支援委員会、教務課が連携して適宜指導している。

(4) 学生の意見への反映

・令和7(2025)年度学生生活満足度調査を秋期ホームルーム時に実施した。結果については、10月下旬に集計、分析の実施を行い、報告書を作成した。また、報告書の簡易版を作成し、令和8(2026)年1月下旬に学生用ホームページにおいて学生へ報告・公開した。この報告書は令和5(2023)年度と令和7(2025)年度の結果が比較できるよう公表している。

学生からの要望に対しての対応及び検討を行った。令和8(2026)年3月上旬に

検討した内容(改善策等)については、掲示や学生用ホームページで令和8(2026)年3月下旬に公表した。

具体的に学生からの意見への対応については、自由記載の集計表の内容を教育研究評議会で報告し、学長から学生から意見要望等に関係する委員会・専門部会、事務局各部署で対応策を検討するよう指示があり、委員会・専門部会や事務局各部署は意見要望等について検討し、具体的な対応策を学長に報告した。検討にあたっては、次のように分けて実施した。

- ①すでに改善に繋がっているもの(繋がっている考えられるものも含む)と具体的に実施している取り組み内容。
- ②近い将来に対応可能な取り組み内容とその実施予定時期(目安)。
- ③長期的に取り組む事が必要な対応方法と、そのおおよその実施予定期間(目安)。
- ④改善が難しい内容については理由も含める。

3-5. 学修環境の整備

- ①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- ②図書館の有効活用
- ③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、群馬県伊勢崎市の伊勢崎キャンパス、東京都豊島区の池袋キャンパス、東京都北区の王子キャンパス、愛知県名古屋市の名古屋キャンパスの4キャンパス(校地76,319㎡・校舎50,256㎡)を有している。各キャンパスには、講義棟、研究・研修棟、事務室、図書館、学生の福利厚生関係施設等を適切に設置し、教育と研究に適した環境を整備している。

伊勢崎キャンパスでは体育館の耐震対策として平成29(2017)年に近隣の土地を購入し、体育館(校地:4,976㎡・校舎:2,587㎡)の建て替えを実施し、それまでの体育館よりも大きく床面積を拡大している。2階の多目的スペースを含めると1,500人を収容可能となっており、体育等の授業やサークル活動のほか、各種催事等でも利用している。また、伊勢崎市との協定で、災害時の避難場所としての役割を担っている。

池袋キャンパスでは、平成29年(2017年)11月より第3高村ビル(3階・4階891.90㎡)を賃借し、新たに14号館を設置している。平成30年(2018年)12月には、10号館として講義室として利用していたHI池袋ビル(3階～8階1,810.68㎡)に情報処理学習室を移転させ、多目的実習室、家政調理実習室、音楽室を再整備している。

14号館・10号館の新設・再整備により、8号館・9号館・図書館等の池袋キャンパスの主要となる校舎を集約することになり、学生の利便性は向上している。

3-5-②図書館の有効活用

実習施設については、各学部学科で取得できる資格・免許状や国家試験の受験資格を得るためのカリキュラムのために、介護実習室、家政・調理実習室、音楽室、図画工作実習室、多目的実習室、理科実験実習室、臨床心理相談室に付属するプレイルーム等の実習・演習室を設置・活用している。また、伊勢崎キャンパスには、ピアノを配置した個人練習室を 14 部屋、池袋キャンパスには、アップライトピアノを配置し防音設備も完備した個人練習室を 3 部屋、電子ピアノを 8 台設置した個人練習室を設置しており、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭等を目指す学生が自由にピアノや楽器等の練習を行えるようになっている。

IT 設備・施設については、各キャンパスに情報処理学習室を整備し、情報処理の授業ほか、空いている時には学生が自由にパソコン、プリンターを利用できるよう開放されている。また、カフェテリアや学生ラウンジ等の共用スペースには Wi-Fi の環境が整備されており、池袋キャンパスでは 9 号館ラーニング・コモンズ、8 号館自習室や 7 号館学生ラウンジ、王子キャンパスでは 2 号館 3 階ラーニング・コモンズ内で使用可能なパソコンの貸し出しも行っている。

図書館については、伊勢崎キャンパスに設置されている東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館本館のほか、池袋キャンパス、王子キャンパス、名古屋キャンパスに各分室を設置している。伊勢崎キャンパスの図書館本館には図書 98,834 冊・雑誌等逐次刊行物 852 冊、池袋キャンパス分室には図書 55,088 冊・雑誌等逐次刊行物 359 冊、王子キャンパス分室には図書 26,528 冊・雑誌等逐次刊行物 113 冊、名古屋キャンパス分室には図書 9,871 冊のタイトルを所蔵している。図書は社会福祉・教育・保育・心理分野に関連した書籍・出版物が中心となっている。蔵書はすべてデータベース化され、蔵書検索端末(OPAC(Online Public Access Catalog))で検索が可能となっており、蔵書が無い書籍は、ほかのキャンパスの図書館、または他大学の図書館や公立図書館等からも取り寄せできるようになっている。図書館の開館時間は、月曜日から金曜日は午前 9 時 30 分から午後 7 時 00 分、土曜日・短縮開館は午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで(祝日・長期休業期間等は休館)となっているが、通信教育課程のスクーリング(面接授業)が実施される時などには日曜・祝日等も開館している。

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

<伊勢崎キャンパス>

伊勢崎キャンパスの各建物(校舎・体育館)出入口にはスロープが設置されており、建物内はバリアフリーとなっている。廊下にも、ほとんどの箇所に手すりが設置されている。教室内の机・椅子は稼働式の為、車椅子で授業を受講することが可能となっている。身障者用トイレは各建物に設置されており、トイレスペースを広くとり、手すり、非常ボタン、簡易の物置台も設置されている。車椅子利用者に配慮したエレベーターも各建物に設置されている。

<池袋キャンパス>

校舎の出入り口にはスロープが設置されており、建物内はバリアフリーとなっている。各校舎には、エレベーターが設置されており、4号館、8号館、9号館、10号館には身障者用トイレも設置されている。賃借している校舎についてはバリアフリーになっていないところもある。

<王子キャンパス>

校舎の出入口にはスロープが設置されており、建物内もバリアフリーとなっており、車椅子で校舎内を移動するのは支障がない。校舎内に身障者用トイレ、エレベーターも設置されている。

<名古屋キャンパス>

校舎の出入口にはスロープが設置されており、建物内もバリアフリーとなっており、車椅子で校舎内を移動するのは支障がない。教室についてもどの場所でも車椅子で授業を受講することが可能である。また、身障者用トイレ、エレベーターを設置している。

[基準3の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- キャリア支援において、福祉実習支援室、教職課程支援室、就職支援室をキャリア支援室として統合したことにより、キャリア支援について、一体的な支援が行えるようになった。具体的には、実習を行った施設等への就職へつながる等がスムーズに行える事例も見られている。
- 下記の(2)の認証評価における指摘事項を受けて、令和7(2025)年度において学生満足度調査の結果への反映について、令和7(2025)年度に実施した学生満足度調査の結果と令和5(2023)年度との比較ができるように簡易版を作成し、学生用ホームページに公表した。あわせて、自由記載での要望が多かったものに対して大学の取り組みとして、①すでに改善に繋がっているもの(繋がっている考えられるものも含む)と具体的に実施している取り組み内容、②近い将来に対応可能な取り組み内容とその実施予定時期(目安)、③長期的に取り組む事が必要な対応方法と、そのおおよその実施予定期間(目安)を、また、④改善が難しい内容については、理由も含めて学生用ホームページに公開した。
- アカデミックアドバイザーによる支援である。本学では、学生一人ひとりに対する充実したサポートを実現するため、アカデミックアドバイザー制度を実施している。アカデミックアドバイザーの役割は、学業や学生生活に関する相談を受ける学業相談員の役割を果たしている。各学部の専任教員が分担して1年次から卒業まで学生を受け持っている。このシステムは他大学には無い、本学の特色といえる学生に対しての支援である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- アカデミックアドバイザー、教務課、キャリア支援室、保健相談室、学生相談室が、学修支援、キャリア支援、心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生

生活支援を行う中で、学生生活満足度調査を令和 5(2023)年度から再開し学生の意見・要望を調査している。しかしながら、これらの調査結果についての把握・分析は行われておらず、また学生へのフィードバックもできていない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み状況

- これまで学部・研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定めてはいなかったが、令和 8(2026)年度定めて公表した。令和 9(2027)年度の入学者の募集から適用させる。自己点検・評価、認証評価のため各学部・研究科で中長期計画(令和 7 年度～11 年度)を策定し、令和 7(2025)年度においては PDCA 評価を実施し、令和 8(2026)年度においては年次計画の策定を行っている。
- 留学生の受入れを日本人学生同様の方針で行ってきたが、留学生に対してのアドミッション・ポリシーを新たに策定し、本学での継続した修学が行えるようにしていく。
- 学生の将来志向の変化とともに、従来からのキャリア科目の履修について見直しを図る時期に来ていることから、学生に対して意識調査を行い、科目履修の在り方の検討を図った。
- 教員と職員等との協働をはじめとする学修支援体制は整備されている。TA(Teaching Assistant)等の活用については、関連諸規程は整備され、受入れ体制も整備されている。令和 6(2024)年度より全面的に対面による授業形態に戻ったため、積極的に教育アシスタントの採用・活用を図り、より充実した学修支援を図っている。
- 障がいのある学生への配慮支援については、これまでも関係する部署、教員の連携により可能な限りの対応をとってきたが、全学的かつ専門的な組織としてのユニバーサル支援委員会及びその下部組織であるユニバーサル支援協議会の整備・発足により、配慮を必要とする個々の学生に対する具体的できめ細かな支援計画を、より迅速に策定し、実施する体制が整った。ユニバーサル支援協議会においては、メンバーで対象学生の情報の共有を図り、また支援計画についても共有を図っている。具体的な支援事例を積み重ねながら、より充実したサポートが提供できるよう常に支援のあり方を見直すとともに、教職員への周知を徹底して全学をあげて取り組んでいる。
- キャリア支援室は 3 年次生からの全員面談に力を入れ「卒業生には安定した就職」「学生の志望キャリアを尊重した進路指導」「一般職・公務員等あらたな就職先の開拓」を目指している。公務員への就職希望者が近年増加傾向にあるため、学内において都道府県市区町村等の行政機関、警察、自衛隊の人事採用担当者を招いた「就職セミナー」を充実させていく。また、留学生の社会的・職業的自立のための指導・支援のために進学・授業に関する相談のほか、日本での日常の幅広い生活支援、卒業後の就職・進路指導などの支援を適切に行えるよう、学内支援体制の整備と強化を行っていく。また、多様なニーズに応えるために今後も様々なプログラムを検討し、支援体制の整備を進めていく。就職支援については、これまでの就職実績をデータベース化し、卒業生自身の支援や卒業生の就職先への就職を継承していけるよ

うなシステムを整備している。

- 様々な資格取得において、必修となっている各実習における関係機関との調整を綿密に図りながら、実習がスムーズに行えるよう今後とも連携を図りながら進めていく。さらに、各教員免許取得に活かせるように、教員採用試験合格に向けての支援を充実させていき、多くの合格者を出せる体制の強化を図っている。
- 国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師においても国家試験合格率を上げる為、国家試験対策講座等支援の充実を図り、キャリア支援室及びキャリア教育専門部会が中心となり、実質的な成果を上げる為に取り組んでいく。保育士についても公立保育園等への就職支援を積極的に行っている。
- アカデミックアドバイザーによる支援については、今後も積極的に学生と関わる機会を持ち、相互の信頼関係が築けるようにアカデミックアドバイザーに対して研修の機会等を持ちながら、働きかけていく。留学生支援においては、留学生アカデミックアドバイザー連絡会が設置されて、連携を図っていくシステムが整備された。
- コロナ禍においてサークル活動が途絶えてしまったが、今後は学生主体のサークル活動に対して活動内容を精査して、積極的に学生生活の充実につながる支援を行っていく。また、ボランティア等の課外活動についても同様に、ボランティアの受入れを積極的に行い、学生に周知し、課外活動を通して大学生活の中で社会的活動を経験できる機会を増やせるよう支援している。大学全体としての行事について、特に大学祭については、令和7(2025)年度においては、実行委員会が立ち上がり、準備期間も短い中で伊勢崎キャンパスにおいては大学祭の開催を行った。池袋・王子キャンパスにおいては、次年度には通常の形での大学祭が行えるよう支援していく。合同スポーツデイについては、スポレクデイという名前に名称を変えて、各キャンパスにおいて実施した。

また、今年度より、各キャンパスにおいて環境美化を目的に学生参加の「クリーンデイ」を設け、キャンパス内及び周辺のごみ拾いを実施する予定である。

- 安定した大学生活を送るためには健康が大切である。コロナウイルス感染症対策等、学生の健康管理に十分注意しながら、学生が安心して学生生活を送れるよう進めている。
- コロナ禍において各教室に導入したパソコンや授業配信用のカメラ機材等は授業運営のために有効に活用している。
- 令和 7(2025)年度学生生活満足度調査を秋期ホームルーム時に実施した。結果については、10月下旬に集計・分析を行い、報告書を作成した。また、報告書の簡易版を作成し、令和 8(2026)年1月下旬に学生用ホームページにおいて学生へ報告・公開した。この報告書は、令和 5(2023)年度と令和 7(2025)年度の結果が比較できるように作成して公表を行った。

学生からの要望に対しての対応及び検討を行った。令和 8(2026)年3月上旬に検討した内容(改善策等)については、掲示や学生用ホームページで令和8(2026)年3月下旬に公表した。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は教育目標を踏まえて、各学部・学科・研究科の「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」を定めている。ディプロマ・ポリシーは、履修要項、大学ホームページ等を通して学内外に周知している。

「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」

<大学>

【全学方針】

東京福祉大学は、その建学の精神・教育理念に基づき、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、以下のように能力と行動力等を身に付け、所定の単位を修得し、GPA2.0 以上を満たした学生に対して、卒業を認定し、学位を授与する。

1. 全学共通の教養科目を含む総合教育科目群の履修を通して、

- ・実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や豊かな人間性を身に付ける。
- ・特に、自己形成に必要な、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル(文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等)、情報処理能力、自己指導能力などの知識・技能・態度を身に付ける。

2. 専攻する学部・学科の特定の学問分野における履修を通して、

- ・専門的な知識・技能を体系的に理解するとともに、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付ける。
- ・特に、社会貢献に必要な、マネジメント能力、チームワーク、リーダーシップ、プレゼンテーション能力、コンプライアンス(法令遵守)、チャレンジ精神などの資質・能力を身に付ける。

3. 「講義」「演習」「実習」などを通して、専門職者として求められる課題解決能力、キャリアプランニング能力を身に付け、自己実現力を身に付ける。

【社会福祉学部 社会福祉学科】(社会福祉専攻 社会福祉コース・介護福祉コース、精神保健福祉専攻、経営福祉専攻、心理福祉専攻)

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、以下の事項を習得している。

- (1)現代社会の福祉ニーズに対応すべく、即戦力たりうる実践力を備えた社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、あるいは社会福祉関連施設等の管理・運営者として社会貢献ができる。
- (2)広く国際的、文化的、社会的視野から、社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、諸種の実践のなかに浸透させることができる。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻】

社会福祉専攻のカリキュラムの履修を通して、以下の事項を習得している。

- (1)社会福祉士、介護福祉士に求められる体系的な専門知識・技能。
- (2)現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる社会福祉士・介護福祉士の資質能力。
- (3)社会福祉関連の機関や施設・サービス事業所等におけるマネジメント能力、アドミニストレーション能力また起業能力。
- (4)社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、諸種の実践のなかに浸透させることができる思考と行動力。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 社会福祉コース】

社会福祉専攻社会福祉コースのカリキュラムの履修を通して、以下の事項を習得している。

- (1)社会福祉士に求められる専門的知識・技能。
- (2)地域共生社会の実現に向け、多様化・複合化した社会福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、人々や地域社会に働きかけ、確実に行動できる社会福祉士の資質能力。
- (3)社会福祉関連施設等の管理・運営者としてのマネジメント能力及び社会貢献ができる力。
- (4)社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 介護福祉コース】

社会福祉専攻介護福祉コースのカリキュラムの履修を通して、以下の事項を習得している。

- (1)介護福祉士になるための専門的な知識・技能。
- (2)少子高齢化や地域格差、グローバル化、災害支援といった現代社会のニーズに対応することができる介護福祉士としてのエビデンスに基づいた実践力。
- (3)介護福祉関連の機関や施設・社会サービス事業所等のマネジメント力、アドミニストレーション力と自らが起業できる力。
- (4)介護福祉の専門職としての社会的責務・職業倫理を理解し、職責を全うできる力。
- (5)多職種連携においてエビデンスに基づいた議論が行え、協働できる力。

【社会福祉学部 社会福祉学科 精神保健福祉専攻】

精神保健福祉専攻のカリキュラムの履修を通して、以下の6点をよく理解し、関連する知識・技能を習得している。

- (1)精神保健福祉士になるための体系的かつ専門的な知識・技能。
- (2)精神保健福祉士の配置が医療、福祉、保健に加え、産業領域、教育や、司法などへ拡大してきているニーズを理解し対応できる力。ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の理解。
- (3)精神障害者の基本的人権の保障と社会正義の実現を担う専門職としての役割。
- (4)実習を通して、主体的に問題に取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる精神保健福祉士の資質と能力。
- (5)精神保健福祉関連施設等の管理・運営者として計画等マネジメント力、社会貢献ができる力。
- (6)医療機関における、社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く能力。

【社会福祉学部 社会福祉学科 心理福祉専攻】

心理福祉専攻のカリキュラムの履修を通して、以下の事項を習得している。

- (1)社会福祉学・心理学に関する専門的・体系的な知識・技能。
- (2)現代社会が抱えるさまざまな問題を発見し、その解決にむけて社会福祉学・心理学の観点からアプローチできる能力。
- (3)福祉や心理などの各分野において、社会福祉学・心理学の知識を応用して実践的に活躍できる力。
- (4)社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力。

【社会福祉学部 社会福祉学科 経営福祉専攻】

経営福祉専攻のカリキュラムの履修を通して、以下の事項を習得している。

- (1)組織経営の観点に立った、社会福祉事業に関する専門的・体系的な知識。
- (2)社会福祉関連施設等の経営・管理者としてのマネジメント能力、および社会福祉事業を通じた社会貢献力。
- (3)社会福祉分野の起業家、経営者としての社会的責任・倫理とリーダーシップ力。
- (4)組織経営にあたり社会福祉法の理念に立つこと、および利益の確保と公益性の追求という2つの目的をバランスよく実現させることの重要性を理解。

【保育児童学部 保育児童学科】

保育児童学科のカリキュラムの履修を通して、以下の能力を身に付ける。

- (1)子どもを取り巻く現代社会の問題を理解し、的確かつ柔軟な思考力、実践力を備えた多様な保育ニーズに対応できる資質・能力。

- (2) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭等になるための体系的・専門的な知識・技能。
- (3) 乳幼児保育の専門家として、的確な対象理解力と子どものニーズへの対応力。
- (4) 豊かな表現活動を体験し、子どもの柔軟な感性に対応できる多角的な視点。
- (5) 園経営、クラス運営などのマネジメント能力を身に付けるとともに、多様な人々とともに、目標に向けて協力する力。

【教育学部 教育学科】

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- (1) 教育に関する思想、歴史、法律、制度、方法等の基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- (2) 教育者に求められる人間の発達、心理、健康に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- (3) 情報化・グローバル化社会の中で変動する教育現場に対応するための知識・技術を身に付ける。
- (4) ディスカッションやプレゼンテーションなどの「アクティブ・ラーニング」を基本とする双方向対話型の教育方法を身に付ける。
- (5) 他者との対話を通して思考を発展させ、幅広い視野から物事を捉えた上で考えを明確にし、判断する力を身に付ける。
- (6) 教育現場において、自ら課題を発見し、解決する力を身に付ける。

【教育学部 教育学科 学校教育専攻】

学校教育専攻のカリキュラムの履修を通して、

- (1) 学校教育に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- (2) 教育者に求められる幼児・児童・生徒の発達、心理、健康に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- (3) 情報化・グローバル化する社会の中で変動する学校教育の現場に対応するための知識・技術を身に付ける。
- (4) 学校教育の現場で活用できるディスカッションやプレゼンテーションなどの「アクティブ・ラーニング」を基本とする双方向対話型の教育方法を身に付ける。
- (5) 他者との対話を通して思考を発展させ、幅広い視野から物事を捉えた上で考えを明確にし、判断する力を身に付ける。
- (6) 学校教育の現場において、自ら課題を発見し、解決する力を身に付ける。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻】

国際教育専攻のカリキュラムの履修を通して、

- (1) 多文化・国際理解に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- (2) グローバルな教育人材に求められる人間の環境、保健に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。

- (3)情報化・グローバル化する社会の中で変動する国際教育の現場に対応するための多様な分野で日本と海外の橋渡しとなるコミュニケーション能力を身に付ける。
- (4)国際教育の現場で活用できるディスカッションやプレゼンテーションなどの「アクティブ・ラーニング」を基本とする双方向対話型の教育方法を身に付ける。
- (5)他者との対話を通して思考を発展させ、幅広い視野から物事を捉えた上で考えを明確にし、判断する力を身に付ける。
- (6)国際教育の現場において、自ら課題を発見し、解決する力を身に付ける。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻 国際教育コース】

国際教育専攻国際教育コースのカリキュラムの履修を通して、

- (1)伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ多国籍児童生徒にも対応できる多文化・国際理解教育に必要な知識を身に付ける。
- (2)国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。
- (3)情報化・グローバル化する社会の中で、多文化共生、異文化理解を促進するためのコミュニケーション能力を身に付ける。
- (4)国際教育の現場において、自ら環境、文化・健康に関する課題を発見し、解決する力を身に付ける。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻 日本語教育コース】

国際教育専攻日本語教育コースのカリキュラムの履修を通して、

- (1)伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ日本語学習者にも対応できる多文化・国際理解教育に必要な知識を身に付ける。
- (2)国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。
- (3)情報化・グローバル化する社会の中で、比較文化的視点で日本文化を理解し、発信する力、多様な分野で日本と海外の橋渡しとなる日本語教育力を身に付ける。
- (4)日本語教育の現場において、自ら課題を発見し、解決する力を身に付ける。

【心理学部 心理学科】

心理学科のカリキュラムの履修を通して、「心理学に関する専門的な知識・技能を体系的に習得し、主体的に、専門的学問に取り組む力」「現代社会が抱えるさまざまな課題を発見し、その解決に向けて心理学の観点から科学的にアプローチできる力」「ヒューマンサービス等、心理の関連分野において、心理学の知識を応用して実践的に活躍できる力」といった資質・能力を身に付けた者に「学士(心理学)」の学位を授与する。

<大学院>

【全学方針】

東京福祉大学大学院は、以下の能力を身に付け、所定の単位を修得し、学位論文の審査に合格した学生に対して、卒業を認定し、学位を授与する。

1. 高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を主体的に身に付ける。
2. 各研究科・専攻の人材養成に係わる目的を通して、人間、社会問題を理論的、科学的にとらえ、柔軟な思考力による問題発見、分析、解決のための知識、技術、価値倫理を身に付ける。
3. 「講義」「演習」「調査」などを通して、専門職者として求められる専門知識・技術を意欲的に修得し、学位論文に反映し、社会貢献できる力量を身に付ける。

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程前期(修士課程)】

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える指導者並びに研究者。

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程前期(修士課程) 経営福祉コース】

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える指導者並びに研究者にふさわしい以下の能力を身に付ける。

- (1) 社会福祉事業に関する専門的な知識・技能および社会福祉事業に係る企業体や組織のビジョンやミッションの達成に向けた取り組みを効率的に導けるための経営学を中心とした体系的で高度な専門的な知識・技能。
- (2) 現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる高度な資質能力。
- (3) 社会福祉分野の起業家、経営者として求められる社会的責務・倫理を理解し、高度なリーダーシップ。
- (4) 社会福祉関連施設等の管理・運営者として経営学から得られる知見に基づいた高度なマネジメント能力を身に付け、社会貢献ができる力。

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程後期(博士課程)】

社会福祉学の新しい研究方法の開発と新しい社会福祉実践の理論と方法の構築に貢献できる研究者、さらに国内外の大学、研究所、国連などの国際機関で主に研究者として指導的役割を果たすことができる指導者並びに研究者。

【社会福祉学研究科 児童学専攻修士課程】

幼稚園・保育所・認定こども園などの保育現場で子どもに対する保育および保護者に対する子育て支援について適切に行える中核保育者、あるいは保育者養成機関において保育学・児童学に関する教員として活躍できる指導者並びに研究者。

【教育学研究科 教育学専攻修士課程】

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる指導者並びに研究者。

【心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程前期(修士課程)】

「こころ」の「やまい」や不適応症状の早期発見、早期治療、予防や教育的カウンセリングに精通し、「こころ」の問題や葛藤に苦しむ人々に、レベルの高い臨床心理技術と福祉の心を持って適切に対応できる高度専門職業人並びにその分野の研究者をめざすために、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で審査及び試験に合格した者に「修士(臨床心理学)」の学位を授与する。

【心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程後期(博士課程)】

臨床心理学に関するより高度な研究と教育を体系的に実践し、臨床心理学実践に関わる指導者並びに臨床心理学の研究者をめざすために、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で審査及び試験に合格した者に「博士(臨床心理学)」の学位を授与する。

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確化されており「東京福祉大学学則(以下、「学則」という)」のほか、関係諸規程、履修要項等に示されている。卒業・修了認定の審査手続きについても、その手続きは明確になっており、厳正に適用されている。

本学における授業科目の履修は、文部科学省令「大学設置基準」に定められた単位制に基づいており、学部生については学則に「授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、学業成績を総合的に判定し、合格した学生には単位を与える。(学則第13条第1項)」 「本学を卒業するためには原則として4年以上在学し、社会福祉学部及び保育児童学部においては128単位以上を、教育学部、心理学部においては124単位以上を修得しなければならない。なお、他学部の科目を履修し、取得した単位を卒業要件単位(社会福祉学部128単位、教育学部124単位、心理学部124単位、保育児童学部128単位)に算入することができる。ただし、第36条に定めるGPA(Grade Point Average)の通算が2.0以上でなければ卒業を認定することはできないものとする。

(学則第 14 条第 1 項)」とし、単位数だけではなく GPA によっても卒業を認定することはできないものと定めている。本学の GPA 制度は、各科目とも 5 段階(A・B+・B・C・F)で成績評価をし、それぞれに対して 4・3・2・1・0 のグレード・ポイントを付与し、1 単位あたりの GPA を算出している。算出方法は以下のとおりである。

- ・ $GPA = [(GP(\text{Grade Point}) \times \text{単位}) + (GP \times \text{単位}) + \dots] \div \text{全履修単位数}$
- ・ 一度「F」評価(不合格: GP=0)をとった単位は、再履修して合格しても、GPA 評価の対象となる(F 評価は卒業するまで履修単位数に計上される)。

また、学則第 13 条第 2 項には「各授業科目に対する単位数は 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によって計算している。

- ・ 講義及び実習については、15～30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ・ 実技及び実習については、30～45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ・ 1 つの授業科目について、講義、演習、実技及び実習のうち 2 つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ・ 卒業研究等については 4 単位とする。

卒業判定及び修了認定、ならびに学位の授与にあたっては、ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)に基づき、各学部教授会、各研究科委員会における卒業・修了判定会議を経て、最終的に学長が認定・決定を行なっている。

成績評価、単位認定、卒業・修了認定等に関しては「履修要項」に詳細を明記しているほか、オリエンテーションでも全学生に説明を行っている。

大学院生の修了認定等については「東京福祉大学大学院 学則(以下、「大学院学則」という)」に定められており、大学院学則第 14 条第 1 項に「修士課程(及び博士前期課程)の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。」と定めている。第 15 条第 1 項には「博士課程の修了要件は、大学院に 5 年(博士課程前期を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間も含む)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。」と定めている。なお、社会福祉学専攻(博士後期)と臨床心理学専攻(博士後期)では所定の授業科目についてそれぞれ 8 単位以上、16 単位以上を修得しなければならない。「東京福祉大学大学院 博士号取得指導と論文審査方法に関する細則」第 5 条には「博士論文の審査は、各研究科委員会でこれを行う。」と定めている。

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)」は、教育基本法、学校教育法及び大学設置基準等の関連法令に基づき、本学の建学の精神・使命、教育の目的を達成するために次のとおり編成され、履修要項、大学ホームページ等を通して学内外に公表されている。

「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)」

<大学>

東京福祉大学は、社会、福祉、教育、心理分野の専門職者の養成を目的とするため、その建学の精神・教育理念に基づき、総合教育科目を基礎とし実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性を身に付ける学修を用意するとともに、それらを活用させて、各専門的な知識・技能を体系的に理解させるとともに、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付けさせる。また、専門分野の資格を得させるための職業実習を用意し、所定の資質・能力を得させる。そのために、以下の方針に基づき計画的に教育課程を編成・実施・評価する。

1. 自己形成に必要な、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル(文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等)、情報処理能力、自己指導能力などの知識・技能、態度・志向性を身に付けるため、全学共通カリキュラムとして、総合教育科目を設置する。総合教育科目の計画に当たっては、目的・目標を吟味するとともに、学生の実態を考慮し、多様な内容・方法を計画的にシラバスに実現させ実践を行う。実施に当たっては、学生の意欲・主体性を重視し、全体指導と個別指導、グループ指導などの工夫を行う。また、評価については、目標に準拠した評価を行うとともに、何ができるようになったかを確認する。指導の評価についても、同一科目教員間の連携をはじめ、FDを通じた指導方法、技術の向上に向けて適切に改善を図る。
2. 学部・学科の専門的な知識、技能、価値・倫理等を体系的に理解し修得するため、専門教育科目を設置し、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力など

の社会貢献できる能力を身に付ける。これらを効果的に実施するために、学部・学科の教員相互の連携を密にするとともに、社会人基礎力(前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力)を意識しつつ、専門的な立場からアカデミックアドバイザーや教授組織を中心に学生支援を行う。

3. 自己の専攻分野を超えて、関連領域の専門科目を学び、幅広い知識、技能、価値・倫理等を修得するため、資格課程科目を設置する。資格取得に関しては、適切な情報や効果的な実習を行わせるため、支援組織を設け外部組織との連携を図りつつ学生支援を行う。
4. 柔軟な思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力、マネジメント能力、チームワーク、リーダーシップ、プレゼンテーション能力、コンプライアンス(法令遵守)チャレンジ精神などの資質・能力を身に付けるために、双方向対話型などアクティブ・ラーニングを取り入れ、自己の問題意識のもと対話的な学び、深い学びができるように授業を実施する。これらの育成については、教員の資質を高める必要があるため、FDをはじめ研修を行う。
5. 教養科目及びキャリア支援教育科目の履修を通して、入学から卒業まで継続的にキャリア開発、専門職者育成に取り組む。これらの科目の実施に当たっては、学部・学科の教員の協力により実施するとともに、アカデミックアドバイザーが学生の指導・援助に当たる。
6. 上記の内容の充実に向けて、大学当局と教員の緊密な連携、保護者との連携および地域との連携、高大連携を図り、開かれた教育課程を目指す。
7. 時代の急速な変化に対応するため、不断にカリキュラムについて、計画、実施、評価を組織的に行い、見直しを図っていく。

【社会福祉学部 社会福祉学科】

社会福祉学科では、以下の点に留意する。

豊かな人間性の育成や基礎学力を身に付けるための科目を充実させ、専門教育においては理論と実践の統合を目指し、また国家試験合格、就職試験に生かせるキャリア教育に力を入れたカリキュラムを構成する。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻】

多様化・複合化した福祉ニーズに応じることができる社会福祉専門職に求められる価値と知識、技術を習得する。授業科目配置は、総合教育科目と専門教育科目が緊密に連携している。実習は通年型・集中型のプログラムで行い、並行して実習指導及び演習を履修する。それらを通じて、多様で複合的な問題を抱える人たちへの支援活動の基盤となる豊かな感性と幅広い知識・技術を習得する。また、社会福祉関連施設等におけるマネジメント能力、アドミニストレーション能力を習得する。更に社会福祉士・介護福祉士の資格取得に向け、充実したキャリア支援を提供する。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 社会福祉コース】

グローバル化やデジタル化の進展による生活の変化や価値の多様化に伴い、人々の生活課題も多様化、複雑化している。社会福祉士は、多様化・複雑化する生活課題の解決・軽減を目指し、人々や地域社会に対してソーシャルワーク機能を提供するための国家資格である。本コースでは、社会福祉士に求められる価値や倫理、専門知識と技術を涵養する。授業科目配置は、総合教育科目と専門教育科目とが緊密に連携している。実習は通年型・集中型のプログラムで行い、並行して少人数クラスの実習指導及び演習に参加する。それらを通じて、多様で複合的な問題を抱える人々や地域社会への総合的・包括的なソーシャルワーク実践を支える豊かな感性と幅広い知識・技術を習得する。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 介護福祉コース】

現代社会の福祉ニーズに対応できる介護福祉士に必要な専門的な知識・技能を習得するために、人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケアを体系的に履修する。また介護福祉士に求められる課題発見、解決能力の習得に向けて、実習と並行して介護課程を履修する。

実習をⅠ・Ⅱ・Ⅲと段階的に進め、またチームケアマネジメント論を履修することで介護福祉関連の機関や施設・社会サービス事業所等のマネジメント、アドミニストレーションについての理解を深める。その上で自らが起業できる能力の習得を期待する。

介護概論、医療的ケア論の履修によって、医療行為の一部を担う介護福祉士としての社会的責務・倫理を理解したうえで職責を全うする姿勢を身に付ける。さらに実習・演習科目の履修を通じて、多職種との連携・協働に必要なエビデンスに基づいた議論を行うことができる能力を習得する。

【社会福祉学部 社会福祉学科 精神保健福祉専攻】

精神保健福祉士は医療と福祉の両方にまたがる専門職である。これまでの主な対象は、精神医療や障害福祉サービスの利用者が主であった。しかし精神保健医療福祉に関する問題は精神疾患や障害を抱える人のみならず、全国民のメンタルヘルス課題に拡大している。これらの社会的要請に応えるべく、精神保健福祉実習は通年型、又は集中型のプログラムで実施する。病院、施設、地域と多岐にわたるフィールドでの実習を通し、メンタルヘルスに課題のある人たちと近親者の相談援助活動を担う確かな知識と柔軟な技術を習得する。加えて演習、講義で、精神障害者の基本的人権の保障と社会正義の実現を担う専門職として精神保健福祉士の存在意義や役割について理解する。また、本専攻では、科目履修しだいで、精神保健福祉士に加えて、社会福祉士の資格も合わせて取得することが可能である。

【社会福祉学部 社会福祉学科 心理福祉専攻】

少子高齢化、多様な福祉ニーズへの対応、メンタルヘルスの問題など、わが国は福祉、心理においてさまざまな問題に直面している。本専攻では、社会福祉学の知

識・技術を習得するとともに、心理学についての理解を深めることで、それぞれの知識・技術を兼ね備えた人材として活躍できる力を身に付けるための科目を配置する。また、社会福祉士や精神保健福祉士受験資格等の取得や、公認心理師受験資格に必要な学部要件を満たすカリキュラムを編成する。

【社会福祉学部 社会福祉学科 経営福祉専攻】

本専攻は社会福祉系の科目に加え、営利・非営利組織における経営について広く深く学ぶために数多くの経営系科目を充実させており、社会福祉経営のみならず企業経営に関心のある学生も進んで授業に参加することができる。そのような体制のもと、以下のようなポリシーを策定している。少子高齢化、多様な福祉ニーズへの対応など、わが国はさまざまな問題に直面し、社会福祉施設や企業等においても解決すべき問題が山積している。本専攻では、社会福祉関連施設・機関、病院、企業等の管理・運営者として、地域の実情に即した福祉人材の配置や企画運営力を習得する。そのため、専門教育科目を中心に、合理的・健全な運営を行うために必要なマネジメント力を習得するとともに、社会福祉士受験資格取得も目指せるカリキュラムを編成し、経営福祉の知識・技術・価値倫理を習得する。

【保育児童学部 保育児童学科】

保育児童学科は、保育専門職者の育成が主目的であって、乳幼児の保育実践力に加えて、絶えず子どもを中心に考え、子どもを取り囲む環境の改善、地域における子育て支援活動、保護者の育児相談などにも対応できる人材を育成する。また、子どもが自己表現や想像力、創造性を発揮できるよう、保育者自身が様々な活動を通して自己を見つめ、他者との共感ができる感性を養い、子どもの豊かな活動を支えるために必要な素養の習得を目指している。専門基礎として1年次に保育児童学概論、2年次に保育児童基礎演習、4年次に卒業研究に相当する保育児童専門演習などを配置し、理論と実技を統合しながら学習できるようカリキュラム編成している。保育士資格以外に社会福祉士受験資格、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭の免許状等を取得可能な科目を配置し、子ども、家族、地域という広い範囲の社会システムに焦点をあてながら、保育及び教育の専門家養成を想定している。

【教育学部 教育学科】

教育学部教育学科では、以下の点に留意した科目編成を実施する。

- (1)社会人として必要な教養や知識・技能を身に付けるために、初年次教育において教養基礎演習をはじめとする総合教育科目を配置する。
- (2)教育者に求められる資質・能力を身に付け、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力を育成するための科目編成を実施する。

- (3) 学生のニーズに応じた免許・諸資格の取得が効果的かつ効率的にできるよう初年次から4年次まで段階的に専門教育科目を配置する。
- (4) 教育研究を遂行する基礎的能力育成のための実習・演習科目を設置する。
- (5) 将来の教育現場に対応できるような情報活用能力の育成を目指し、情報通信技術(ICT)を活用した科目を設置する。
- (6) 学生のキャリア支援のための科目を初年次から4年次まで段階的に配置する。

【教育学部 教育学科 学校教育専攻】

学校教育専攻では、学生が希望する教員免許状・各種資格取得に合わせたコースを設定し、コースごとのカリキュラムにしたがって学修するため、以下の点に留意した科目編成を実施する。

- (1) 社会人として必要な教養や知識・技能を身に付けるために、初年次教育において教養基礎演習をはじめとする総合教育科目を配置する。
- (2) 教育者に求められる資質・能力を身に付け、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力を育成するための科目編成を実施する。
- (3) 学生のニーズに応じた免許・諸資格の取得が効果的かつ効率的にできるよう、初年次から4年次まで段階的に専門教育科目を配置する。
- (4) 学校教育の現場と連携した実習・演習科目を設置し、実践的に問題発見・解決能力の育成を図る。
- (5) 将来の学校教育の現場に対応できるような情報活用能力の育成を目指し、情報通信技術(ICT)を活用した科目を設置する。
- (6) 教員採用試験を受験する学生を支援するために、初年次から4年次まで段階的にキャリア基礎科目・キャリア開発科目を配置する。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻】

国際教育専攻では、国際教育コースと日本語教育コースの2つのコースを設定し、コースごとのカリキュラムにしたがって学修するため、以下の点に留意した科目編成を実施する。

- (1) 社会人として必要な教養や知識・技能を身に付けるために、初年次教育において教養基礎演習をはじめとする総合教育科目を配置する。
- (2) グローバルな教育人材に求められる資質・能力を身に付け、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力を育成するための科目編成を実施する。
- (3) 学生のニーズに応じた免許・諸資格の取得が効果的かつ効率的にできるよう、初年次から4年次まで段階的に専門教育科目を配置する。
- (4) 国際教育・日本語教育の現場と連携した実習・演習科目を設置し、実践的に問題発見・解決能力の育成を図る。

(5)将来の国際教育の現場に対応できるような情報活用能力の育成を目指し、情報通信技術(ICT)を活用した科目を設置する。

(6)学生のキャリア支援のための科目を初年次から4年次まで段階的に配置する。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻 国際教育コース】

国際教育専攻国際教育コースでは、グローバルな教育人材育成のために、教育内容を、1.「多文化・国際理解領域」、2.「比較文化的日本文化理解領域」、3.「人間環境と国際保健領域」、4.「言語理解領域」、5.「異文化理解教育・日本語教育」の5つの領域に分けカリキュラム編成を行い、以下の点に留意する。

(1)多文化・国際理解領域では、国際教育の現場で必要となる多文化理解を促進する領域(多文化理解入門、多文化コミュニケーション等)と国際理解を促進する領域(国際社会と日本、国際社会理解入門、海外留学入門、国際理解実習等)に分け科目編成を行う。また海外の協定大学との交換留学制度を活用することで実践的な国際理解が可能な科目編成となっている。

(2)比較文化的日本文化理解領域では、他の地域文化との関連性から考察する比較文化的視点に配慮しながら科目構成を行う(東アジアの中の日本文化、比較日本文化論、比較文化学演習など)。

(3)人間環境と国際保健領域では、環境・保健の視点から国際教育を考察する科目編成を行う(人間環境学入門、国際保健学入門)。

(4)言語理解領域では、国際教育における言語理解を言語学的観点から考察する科目編成を行う(社会言語学、対照言語学、第二言語習得理論等)。

(5)異文化教育・日本語教育の領域では、グローバル時代 of 教育現場で必要となる異文化理解教育と日本語教育の実践力育成のための科目編成を行う(異文化コミュニケーション教育、日本語教育の理論と方法等)。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻 日本語教育コース】

国際教育専攻日本語教育コースでは、グローバルな日本語教員養成のため、教育内容を、1.「言語に関わる領域」、2.「教育に関わる領域」、3.「社会・文化に関わる領域」の三つの領域に分けカリキュラム編成を行い、以下の点に留意する。

(1)言語に関わる領域は、日本語を言語として専門的に教えるためには言語としての日本語と言語学全体の知識が必要なため、日本語の言語学的構造を学ぶ「日本語の構造」領域(日本語学、日本語学演習)と言語学の理論(言語学概論、社会言語学、第二言語習得理論等)を学ぶ「言語と社会」領域に分け科目編成を行う。

(2)教育に関わる領域は、現代はグローバル化とともに異文化理解が重要なため、「日本語教育」領域(日本語教授法等)と「異文化教育」領域(異文化接触と文化学習、異文化コミュニケーション教育等)に分け科目編成を行う。

(3)社会・文化領域は、「日本の社会・文化」と名付け、日本文化の特殊性に焦点を置く(日本文化研究、日本文学と文化等)とともに、他の地域文化との関連性から考察する比較文化的視点に特に配慮しながら科目構成を行う(東アジアの中の

日本文化、比較日本文化論、比較文化学演習等)。また他言語を学ぶことは言語習得の実践的理解にもつながるため、日本語以外の言語科目(アメリカの文化と言語、中国の文化と言語、韓国の文化と言語のうち1科目)を必修とする。(4)国際教育・日本語教育の現場と連携した実習・演習科目を設置し、実践的に問題発見・解決能力の育成を図る。

【心理学部 心理学科】

心理学科では、「心の仕組み」を学ぶ科目、「心の問題」を紐解く実践的な科目、「心のケア」について学ぶ科目等を通して、科学としての心理学、応用としての心理学を深く学ばせる。さらに、専門展開科目において、心理学の各分野の理解を深めさせるとともに、公認心理師受験資格に必要な学部要件を満たすカリキュラム、さらに社会福祉、精神保健福祉、教育などの心理学に密接した分野でのヒューマンサービスをとおして、各現場で応用するための力を身に付けさせる。

<大学院>

【全学方針】

東京福祉大学大学院は、教育基本法及び学校教育法に則り、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を養うことによって、広く文化の進展に寄与することを目的とする。今後、専門職及び研究者に求められる最先端の社会科学、行動科学、生物科学、経済科学などの知識に精通し、しかも、これらの科学的知識・技術を現実の社会に応用でき、地域社会や国家・社会に貢献できる人材の育成をするため、以下の方針に基づいて教育課程を編成し実施する。

1. 各研究科の専門的な知識、技術、価値・倫理を修得するため、必修科目を設置する。
2. 自己の専攻分野を支える関連領域の専門科目を学び、幅広い知識、技術、価値倫理を修得するため、選択科目を設置する。
3. 柔軟な思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力を身に付けるために、「講義」及び「演習」を通じて双方向対話型の授業を実施するとともに、倫理規定に沿った「調査」を行う。
4. 研究課題を定め、学位論文作成のための過程を学び取らせる。

【社会福祉学研究科】

社会福祉学研究科では、激動し続ける世界の危機の中、目の前の現象を分析・検証し、複雑社会における共生社会の創生を実践科学により追求する。人口問題、貧困、保健衛生、人権侵害など古典的問題のみならず、世界では新型コロナなどの感染症、環境汚染、自然災害、戦争・侵略による脅かされる命、飢餓、経済の低迷、

それらの環境や複雑化する社会のもとで人々にさまざまな困難が生まれ続けている。

持続可能な社会(SDGs)の実現に向けて解決策を生み出していくため、グローバリゼーションの視点とそれに対する批判的視野をもち、人類社会の福利の増進に貢献できる研究を行う。その際には、国・地域・文化による違いを深く理解したアプローチと同時に研究の論理・倫理が求められる。現代における社会福祉研究者の使命を理解し、各自のフィールドで臨床実践を追究する力と独創的な研究を自立して遂行できる十分な知識と技能を習得する。

- (1) 複雑な社会事象や社会問題について、各専門分野が開拓し蓄積してきた理論的、実証的方法により社会活動に取り組み、社会的ニーズに迅速かつ柔軟に応えることができるコンピテンシーモデルとして高度で実践的な医療福祉専門職の養成を目的とする。
- (2) 調査研究力を培うために基礎理論、専門演習、課題研究を学修し、社会福祉専門職・研究者として、社会正義に基づき社会問題の発見と課題解決力を身に付ける。人々の暮らしのQOL向上や幸福の追求を目指し、地域でのシステムづくりや多職種連携(インターディシプリナリー：interdisciplinary)を活かし活躍できる実践力

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程前期(修士課程)】

社会福祉研究科のカリキュラムの履修を通して、社会に起こる複雑な社会問題の研究に取り組み追究していくため、以下の能力を持つ研究者を養成する。

- (1) 世界の危機を乗り越えるためのSDGs(持続可能な社会)を目指しグローバリゼーションの視点とそれに対する批判的視野を持ち、社会問題から個人の生活困難に至るまで多様な問題を解決するソーシャルワーク力に必要な専門的体系的な知識・技能。
- (2) 複雑で不安定社会における貧困の削減、就労機会の増加、個人と家族の幸福の促進における社会政策の役割について理解を深め、最先端の研究に取り組んでいく。また情報処理能力や社会調査の方法を正しく駆使しパーティシパント(参加)、オブザベーション(観察)、インタビュー、アンケート、サーベイにより得られた結果を質的・量的に分析し研究の成果を生み出していく。
- (3) 社会包摂(ソーシャルインクルージョン)を根幹とし、障害、ジェンダー、薬物乱用、スマホ依存症、職場の多様性を巻き込む広範な問題、HIV/エイズ、新型コロナウイルス感染症、医療的ケア児、生活習慣病、メンタルヘルスなどの医療福祉に関して、脆弱なコミュニティが直面するさまざまな健康上の脅威に対する解決能力。
- (4) ソーシャルワークのグローバル定義を重視し、社会変革と社会開発、社会的結束、そして人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職として活躍できる。その中核をなす原則である社会正義、人権、集団的責任、多様性を尊重し、人々のウェルビーイングを高めるため、人々やさまざまな構造に働きかける資質と能力。

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程前期(修士課程) 経営福祉コース】

社会福祉領域での高度専門職者として必要な知識及び技術を学ばせるとともに、思考力、問題発見・解決能力を含めた、社会福祉学領域での研究能力および経営学全般の研究能力を身に付ける。

このためのカリキュラムは、基礎的な社会福祉学領域での研究能力を修得するための必修研究科目群と、各分野の高度かつ専門的な知識を修得するための社会福祉制度・政策理論研究、援助技術・実践研究、経営福祉関連研究からなる選択科目群、そして高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を高め、学位論文の作成に向けての専門的な指導を行う課題研究から構成される。

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程後期(博士課程)】

急速に変化する社会情勢や常に発展し続ける医療福祉情勢の専門知識と技術を生かし、自らの先見性と探求心によって、社会福祉専門職の立場から新たな問題点を発見し追究するとともに自立的な研究を推進し、その成果を社会や世界に発信する研究能力を備えた人材を養成する。国・地域・文化による違いを理解した横断的視点も持ち、様々な問題を追究し考究実践できる高度な専門職を養成する。

- (1)社会科学の論理的・批判的思考能力を基盤に新たな現象や社会実践への活用、学際性を活かし活躍できる実践力をもつことができる。
- (2)情報処理能力や社会調査の方法を正しく駆使しパーティシパント(参加)、オブザーベーション(観察)、インタビュー、アンケート、サーベイにより得られた結果を質的・量的に分析し研究の成果を生み出すことができる。
- (3)ソーシャルワークのグローバル定義を重視し、社会変革と社会開発、社会的結束、そして人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職として国際的に活躍できる。その中核をなす原則である社会正義、人権、集団的責任、多様性を尊重し、人々のウェルビーイングを高めるため、人々やさまざまな構造に働きかける資質と能力を身に付ける。

【社会福祉学研究科 児童学専攻修士課程】

幼児教育・保育に関する高度専門職者としての幅広い視点から必要な知識及び技術を学ばせるとともに、児童学領域の研究能力が身に付くように育成するために、深い知識と広い視点に立って児童学の研究を行わせる。具体的には、必須科目として、児童学研究基礎論、教育学特論、保育児童学調査研究法、そして学位論文の作成に向けて専門的な指導を行う課題研究がある。選択科目は、保育児童学関連科目、保健・医療・児童学関連科目、特別ニーズ児童学関連科目の教科目群から構成される。

【教育学研究科 教育学専攻修士課程】

教育学研究科の核になる考え方・研究方法の修得のために、教育学総論及び研究方法科目を置き、必修とする。その上で、教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を幅広い視野で解決できる専門的な教育研究能力を身に付けるための選択科目を設ける。さらに、上記の教育課程において身に付けた高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を応用してまとめる学位論文作成に向けて、課題研究を行う。

【心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程前期(修士課程)】

臨床心理領域の高度専門職者として必要な知識及び技術を学ばせるとともに、公認心理師受験資格に必要な大学院要件を満たすカリキュラムも学べ、さらに臨床心理学領域の研究を行う力を身に付けさせる。具体的には、人を生物・心理・社会的な存在として位置づけた上で、心理査定、心理支援の理念と方法に関する科目、保健医療、福祉、教育、産業、司法矯正、その他の分野における専門的知識と技術、および分野横断的な総合的知識と技術に関する科目、協働・連携に関する科目、心の健康の予防・促進・啓発に関する科目、臨床心理専門家としての倫理に関する科目、臨床心理学領域の調査や研究に関する科目を通して、心理臨床を体験的に深く学ばせる。

【心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程後期(博士課程)】

臨床心理学に関するより高度な専門的研究を行う力を身に付けさせるとともに、臨床心理領域の高度専門職者を目指す人間の指導者として必要となる知識と方法を学ばせる。具体的には、臨床心理学特殊研究、臨床心理査定特殊研究、心理療法特殊研究、学校臨床心理学特殊研究等の科目を通して、知識と方法、態度研究に取り組む姿勢を学ばせるとともに、臨床心理学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを通して、研究論文作成を指導し博士論文を作成させる。

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)」「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」は明確に示されている。この2つの方針に沿って、教育課程の編成、教育方法、学修・授業支援、就職支援、学生生活支援、卒業・修了の認定等、学生の入学から卒業・就職に至るまで、一貫性のある教育活動が行われている。

また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保する取り組みとして、全学・学部・研究科・学科・専攻・コースごとに作成したディプロマ・ポリシーと各授業科目の学習目標との関連性を一覧できる「カリキュラム・マップ」を作成し、全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会において点検を行なっている。

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)」に従い、各研究科、学部、学科、専攻、コースにおいて、各学修目標との整合性を図りながら「シラバス作成の基本方針」と「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)」に沿ったカリキュラム編成と授業内容の体系的な教育プログラムとシラバスの作成が行われている。

また、「ナンバリングシステム」の導入によって履修順序に基づいた科目番号が付番(コース・ナンバリング)され、さらに、履修の系統性・体系性を示す「カリキュラム・ツリー」を作成することにより教育課程の体系的な編成を可視化し、全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会において点検を行なっている。

シラバス作成に関しては全学教務委員会が「シラバス作成のためのガイドライン」を作成し、授業担当教員に対してシラバス作成の考え方や配慮事項、「親シラバス制度」に関する周知徹底を図っている。

シラバスには、各授業科目の講義概要、学習目標、成績評価の規準と評定の方法、各回の授業展開と授業内容とその授業に関わる学習課題としての事前学習・事後学習の内容が示されている。以前はシラバスを冊子で配付していたが、現在は大学のホームページに掲載し、学内の学生、教職員のほか、学外者も閲覧できるようになっている。

さらに、教育課程の体系化とキャンパス間における同一科目間の連携強化に向け、平成 27(2015)年度の準備期間を経て、平成 28(2016)年度より「親シラバス制度」を導入している。本制度は、同一科目のシラバスにおける「講義概要」「学習目標」

「成績評価の規準と評定の方法」を共通化するものである。さらに、同一科目を担当する教員間の実質的な連携や、親シラバスの内容点検・充実を図るため、キャンパス間での授業内容の統一・連携を促進する「同一科目担当者協議会」を開催している。

「同一科目担当者協議会」の開催に際して、各授業担当者が自身の授業実施状況に関する自己点検を行った内容をまとめた「担当科目実施報告書」を作成し、各科目の責任者に提出することになっている。

これらの取り組みは、学則第 10 条に基づき、教育課程の編成・実施・評価の原則と授業科目の設定・改廃・履修方法・経過措置などを定めた「東京福祉大学 教育課程及び履修方法に関する規程 第 3 条(授業科目の実施計画)」(令和 7 年 4 月 1 日施行)に明確に位置付けられている。

次に、単位制度の実質を保つための工夫としては以下のような取り組みを行なっている。学生が履修登録できる単位数の上限を、原則として 1 学期間に 24 単位、年間 42 単位としている(ただし、編入学については、この限りではない)。

履修登録と成績評価との関連性を明確化するため、直前学期の GPA に基づき、原則として次の単位数を上限として設定しているが、直前の学期において、16 単位以上を修得していることを前提としており、入学時や休学後など直前の学期の GPA がいない場合は 24 単位を上限としている。

GPA と履修登録上限単位数

ア. 直前の学期の GPA が 3.5 以上	30 単位(半期)
イ. 直前の学期の GPA が 3.0 以上 3.5 未満	28 単位(半期)
ウ. 直前の学期の GPA が 2.5 以上 3.0 未満	24 単位(半期)
エ. 直前の学期の GPA が 2.0 以上 2.5 未満	20 単位(半期)
オ. 直前の学期の GPA が 2.0 未満	16 単位(半期)

単位認定には、授業回数の4分の3以上(15回中12回以上、30回中23回以上)に出席することが要件となっている。各科目の授業担当教員は授業を2回欠席した学生については「学生指導報告書(授業出席状況等)」を作成し、教務課に提出することになっている。教務課に提出のあった「学生指導報告書(授業出席状況等)」は該当する学生のアカデミックアドバイザーに報告され、アカデミックアドバイザーは該当する学生から欠席の理由を確認し、必要かつ適切な指導を行い、その指導内容は一週間以内に「学生指導報告書(授業出席状況等)」に記載され、教務課を経て学部長に報告されている。また、アカデミックアドバイザーは担当する学生全員の授業出席記録を教務課から受け取り、学生の授業出席状況を確認するとともに必要に応じた指導を行っている。以上のことから、本学は、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は厳正に適用されている。

4-2-④教養教育の実施

教養教育に関わる開講授業科目数の策定、開講授業科目の選定、教養教育の授業実施の総括、教員の学科目登録の管理、その他教養教育の授業科目の編成・実施に関しては全学教務委員会に置く教養教育専門部会が審議した上で実施している。

教養教育専門部会では時代に即したカリキュラム編成を行っており、毎年度、本学の教養教育の推進を目的とした「総合教育科目」の授業科目や授業内容を検証し、「総合教育科目」に関する親シラバスの点検作業を実施し、親シラバス変更を申請した科目について変更内容の適切性を検証している。

教養教育のさらなる充実を目指し、本学の「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」にある「全学共通の教養科目を含む総合教育科目群の履修を通して、(中略)特に、自己形成に必要な、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル(文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等)、情報処理能力、自己指導能力などの知識・技能・態度を身に付ける。」ことを目的として、過去10年間では「多文化理解入門」「文章表現Ⅱ」「文章表現Ⅲ」「日本の文化と言語Ⅱ(平成28年度)」「ヒューマンライフとサービス(平成29年度)」「教養基礎演習Ⅲ(平成31年度)」を開設している。

なお、令和7(2025)年度は、適正な教養教育の実施に向け、教養教育専門部会とカリキュラム編成専門部会が中心となり、親シラバス内容の変更を希望した総合教育科目5科目(「福祉と教育」「アジア文化論」等)について、その変更内容の適切性を

検証した。あわせて、総合教育「福祉と教育」や保育士指定科目、留学生キャリア科目のカリキュラム変更、「教員基礎演習Ⅰ」の履修方法変更等についても審議を行った。

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

教授方法の工夫と効果的な実施については、全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会(以下、「FD 専門部会」という)が中心となって取り組んでいる。

通常の授業においては「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」(以下、「双方向対話型授業」という)を、本学独自の教育方法として取り入れてきた。双方向対話型授業は、今日では平成 20(2008)年 12 月の「学士課程教育の構築に向けて」(中央教育審議会答申)、平成 24(2012)年 8 月の「大学教育の質的転換に向けて」(中央教育審議会答申)による「アクティブ・ラーニング」の名称で広く知られている授業形式にあたるものである。この双方向対話型授業の実践方法は「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」第 9 条に具体的かつ詳細に記述されている。

通信教育課程においても通学課程と同様の教育方法を採用し、自宅学習においても双方向対話型授業を実現するため、オンライン会議システム(Zoom 等)を活用した授業運営を行っている。この実効性を担保するため、面接授業(スクーリング)のシラバスに双方向対話型授業の実践方針を明記し、教員が一方向的に知識を伝達する授業は行わないことを学生に誓約する形になっている。なお、通信教育課程の学生による授業評価も通学課程と同様の枠組みで実施している。

双方向対話型授業を実践するため「開学当時の教学運営の方針④FD(Faculty Development)制度の施行」に従い、FD 専門部会が中心となり開学より継続して教員研修会を企画・実施している。教員研修会では参加する教員を学生に見立て各教員が双方向対話型の模擬授業を行うほか、実際の授業のなかで起きた問題と解決策についてディスカッションし、実際の授業での双方向対話型授業の行い方と教員の教育力の向上のための研究を重ねている。

令和 7(2025)年度は、3月26日(水)・27日(木)の2日間にかけて開催された全学教員研修会および説明会において、FD 専門部会を中心に「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」に基づき「具体的な授業方法」「双方向対話型の授業」等のテーマで教員研修会を実施している。

また、学生の問題発見・解決能力、コミュニケーション能力の向上を目指した効果的な双方向対話型授業の実践を徹底するため、教員相互に授業見学を行い、授業内容・授業展開・教育方法が行われているか相互にチェックし、良い点や改善すべき点などを指摘・話し合い、全学的な教育力の向上につなげている。

令和 7(2025)年度はFD 専門部会が中心となり、12月2日(火)から12月24日(水)の間に「本学の教育方針及び授業方法のもとに、学生の満足度を高める授業に役立てること」を目的とした教員相互の授業見学が実施されている。

授業を行う学生数(クラスサイズなど)は「大学設置基準」第24条に基づき、授業を行う学生数については「本学の個性・特色」である双方向対話型授業が適切に運営できること、教員の指導が行き届くことを考慮し、講義科目・内容に応じて管理している。特に、実験、演習、実習等の授業は受講者数を制限した上で運営しており、教育効果を十分に上げられるような人数となっている。

クラスサイズを示す資料 (R8.6) ※単位: クラス数

キャンパス (授業形式) 人数	伊勢崎キャンパス (講義等)	伊勢崎キャンパス (演習・実習・実験等)	池袋キャンパス (講義等)	池袋キャンパス (演習・実習・実験等)	王子キャンパス (講義等)	王子キャンパス (実習・実験・演習等)	名古屋キャンパス (講義等)	名古屋キャンパス (実習・実験・演習等)	計
1～10人	234	107	187	55	35	29	90	9	746
11～30人	175	30	172	90	43	10	28	0	548
31～60人	64	12	265	40	41	17	19	0	458
61～90人	15	0	99	4	20	4	0	0	142
91～120人	3	0	4	0	4	0	0	0	11
121～150人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
151人～180人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
181人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4-3. 学修成果の把握・評価

- ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用
 ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では大学全体と学部・学科ごとに、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つのポリシーを策定しており「履修要項」及び大学ホームページ等において公表されている。この三つのポリシーを踏まえて学部・学科ごとに教育課程を編成し、組織的・計画的な教育活動を実践している。

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、学部・学科・専攻・コース及び大学院研究科ごとに具体的に明示され、大学ホームページ等を通して学内外に公表されている。

学生の学修状況に関して本学は学期(セメスター)制を取り入れ、授業科目の履修は文部科学省令「大学設置基準」に定める単位制を導入している。単位の認定は、原則、授業回数の4分の3以上(15回中12回以上、30回中23回以上)の出席を前提条件として定期試験の結果と平素の成績(以下、「GP(Grade Point)」という)を含め総合的に評価して合格と判定される必要がある。科目レベルの教育目的の達成状況は学期(セメスター)ごとのGP(Grade Point)によって把握することができる(表4-3-1)。

表 4-3-1：GP(Grade Point)による成績評価方法

点数	成績	判定	G P
90～100 点	A	合格	4
80～89 点	B+	合格	3
70～79 点	B	合格	2
60～69 点	C	合格	1
59 点以下	F	不合格	0

本学の試験及び学業成績判定の基準は「東京福祉大学 試験及び学業成績判定に関する内規」に詳細が定められている。この内規に基づいて各科目担当教員は試験及び学業成績判定を行っている。なお、各授業科目で求められる「アサイメント(宿題)及びレポート課題」や「成績評価の規準と評定の方法」の詳細についてはシラバスに明示されている。

学修成果の指標となる年度ごとの「就職状況」「国家試験合格状況」「公務員・教員採用状況」等は、就職支援、教育実習・教員採用支援、福祉実習・資格取得支援を行なっているキャリア支援室が中心となり、資格取得・就職状況等のアンケート調査を実施し、データを収集・分析し、学内に共有している。

また、全学学生支援委員会が中心となり、全学生を対象に学生生活の状況、支援体制、施設・設備等に対する満足度調査（「学生生活満足度調査」という）を実施し、調査結果は学生サービスの向上と教育環境の整備拡充に活かされている。

特に、留学生に関してはキャリア支援室、留学生支援室、留学生教育センター、留学生教育センター運営委員会、留学生教育センター運営委員会の下部組織である留学生カリキュラム編成専門部会、留学生修学・生活支援専門部会、留学生キャリア形成支援専門部会、留学生と日本人の交流促進専門部会の4つの専門部会を設置し、相互に連携して留学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等を実施している。

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

本学は、キャリア支援室と全学教務委員会に置く福祉実習専門部会、教育実習専門部会、教養教育専門部会、キャリア教育専門部会、FD 専門部会が相互に連携し、学修成果を把握・評価分析し、その結果を教育内容・方法の改善にフィードバックしている。

教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバックの取り組みとして、本学では従来から学期ごとに「学生による授業評価」を実施してきた。今年度からは学生へのフィードバックをさらに強化するため、授業評価結果に加え、それに対する授業改善計画を学生用ホームページ及び図書館にて公開している。

また、学生生活の改善に向けては、全学学生支援委員会を中心に「学生生活満足度調査」を継続して実施している。令和 7(2025)年度からはこちらもフィードバック体制を強化している。具体的には「令和 7 年度 学生生活満足度調査実施報告書」を令和 8(2026)年 1 月 30 日付で本学学生用ホームページに掲載した上で、今回の調査で「全く満足していない」「満足していない」の合計が 15%以上となった項目及び前回調査より同合計が 5%以上増加した項目を抽出し、これらの課題に対する改善状況を「すでに改善に繋がっている」「近い将来に改善可能」「長期的に取り組むことが必要」「改善が難しい」の 4 つに分類し、今後の対応を検討した結果を「『令和 7 年度学生生活満足度調査結果』における対応について」にとりまとめ、令和 8(2026)年 3 月 30 日付で学生用ホームページ上に公開している。

学生一人ひとりの学修成果の把握とフィードバックに関してはアカデミックアドバイザーを中心に対応している。アカデミックアドバイザーは各学期(セメスター)終了時に、授業の出席状況、GP (Grade Point)、実習先の施設・学校、学生生活における特記事項などを「在学生個別状況調査票」に記録し、これにより、学生一人ひとりの学修成果や目標達成状況を継続的に把握し、学修指導の改善に結びつける仕組みが整備・機能している。具体的には、各学期(セメスター)の終了時において、直近または通算の GPA(Grade Point Average)が 2.0 未満の成績不良の学生に対し、アカデミックアドバイザーは成績不良となった原因・指導内容等を「成績不良指導報告書」にまとめて学部長へ報告する。組織的な対応が必要と判断された場合、学部長の指示のもと、アカデミックアドバイザーが対象学生と個別面談を実施する。面談では、授業中の態度、予習・復習の状況、アルバイトの実施状況等をヒアリングし、成績不良に陥った原因を本人に自覚させ、生活態度の改善を促したり、将来の目標を明確にしたりすることにより、自主的かつ意欲的な学修へと導く啓発を行っている。

なお、令和 7(2026)年度中に開催された自己点検・評価委員会における審議を経て、令和 8(2026)年 2 月 26 日にアセスメントポリシーが策定され、今後は当該ポリシーに依拠して学修成果を測定し、学修成果を公表する方針を示していく。

[基準 4 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 教育課程の体系化およびキャンパス間の連携強化を目的とし、平成 28(2016)年度より「親シラバス制度」と「同一科目担当者協議会」を導入している。これらの制度を令和 7(2025)年 4 月 1 日施行の「東京福祉大学 教育課程及び履修方法に関する規程 第 3 条(授業科目の実施計画)」に明確に位置付けたことで、運用の実効性が担保された。
- 全学教務委員会が策定した「シラバス作成のためのガイドライン」に基づき、同一科目の「講義概要」「学習目標」「成績評価の規準と評定の方法」といった主要項目を共通化した「親シラバス」を作成することにより、一定水準以上の教育内容と評価基準を保証し、学生に対する教育の公平性と透明性を高めている。

- 「同一科目担当者協議会」を通じた担当者間の連携により、教育内容の一貫性と継続的な改善・充実が図られており、大学全体の教育の質保証を実質的に担保する上で重要な役割を果たしている。
- 全学教務委員会の下に設置されたカリキュラム編成専門部会が中心となり、各学部学科のカリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーの確認作業を徹底している。これにより、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成されていることを組織的に担保し、教育目標の達成に向けた一貫性のある教育課程を提供している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを大学院生に周知する「大学院要覧」の改訂作業が進んでいない。
- 大学院において、カリキュラム・マップが作成されていない。
- カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーが学生に公開されていない。また、これらの活用方法が不明である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

- ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用に関する課題は、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は履修要項に詳細に記載しているが、「東京福祉大学 試験及び学業成績判定に関する内規」に基づいた試験及び学業成績判定方法も「履修要項」「大学院要覧」に記載し、厳正でより一層一貫した成績評価システムの構築を目指すとともに、シラバスの単位認定の基準についての記載方法に関しても定期的な点検と改善を実施していく。
- 策定されたアセスメントポリシーに依拠した学修成果の測定を実施し、学修成果を公表する。
- 各大学院研究科の「カリキュラム・マップ」の作成及び「大学院要覧」の改訂作業に関しては大学院教務専門部会が作成・改訂のポイント等を指摘した上で、各研究科に依頼し、作業を推進する（令和8(2026)年度中）。
- カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーの公開方法や活用方法に関しては、現在、カリキュラム編成専門部会にて検討が進められており、今後はその方針に基づき具体的な実施に向けて取り組む。
- 留学生に関する指導及び学修成果の把握に関しては留学生アカデミックアドバイザー連絡会を組織し、今後の対応を検討する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

- ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- ②権限の適切な分散と責任の明確化
- ③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

本学の教育研究に関わる組織体系については、図 1-1-2 で示す「東京福祉大学教学の運営に係る組織図」により実施している。図では大学の下に教育研究評議会があり、各部の委員会が位置付けられている。教育研究評議会は各委員会の委員長により、構成されている。なお、この教育研究評議会には各学部長・研究科長等が出席し、学長の指示のもと全学的な共通事項について審議決定している。特に学長がその権限を持ち、学長の指示のもとに各委員会及び教学面についてリーダーシップを発揮している。令和 7(2025)年度では、学長の適切なリーダーシップの確立・発揮が随所でみられる。

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

理事長について「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」(第 11 条)に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。学長は「理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うにあたり、教授会等の意見を慎重に参酌するものとする。」と「東京福祉大学 組織運営規則」(第 2 条第 1 項)に定められ、理事長と学長の責務と役割は明確になっている。

学長は、教学部門の最高責任者の理事として理事会に出席し、教育研究評議会、法人・教学連絡会等の大学の重要事項を審議・検討する会議においては自ら議長となり、理事会・評議員会で審議・決定した方針や内容を踏まえた大学運営を行っている。

学内において教学部門の重要事項の意思決定のプロセスは、教授会・研究科委員会で審議を行い、学長が最終決定する流れとなっている。教授会・研究科委員会はそれぞれ毎月 1 回開催されており、その議事の詳細は学長に報告されている。このほか、教育・研究、学生支援等の方針を審議するような主要な委員会・専門部会、会議等においては、学長は自らが委員長または副委員長を務め、組織運営の統制を図り、リーダーシップを発揮している。

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

「東京福祉大学 学部教授会規程」「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」に基づき、各学部・研究科に教授会(研究科の教授会は「研究科委員会」という)を設置し、「①教育課程の編成等に関すること」「②入学、退学、転入学、休学、停学、復

学、除籍、進級、卒業及びその他学生の身分に関すること」「③評価、試験及び学位の授与に関すること」「④教育・研究の推進及び教員の学術論文等に関すること」「⑤FD(Faculty Development)、研修等に関すること」「⑥教育研究評議会から諮問を受けたこと」「⑦その他、教育研究に関する重要事項で教授会・研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」についての決定を行うにあたり、教育研究に関する専門的な観点から審議し、学長に対して意見を述べるという、権限の適切な分散と責任の明確化を行っている。

教育・研究運営に関する委員会等の組織は「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図(図 1-1-2)」に示すとおりである。学長の下には本学の教学に関する重要事項の審議機関として学長、副学長、各研究科長、各学部長、通信教育部長、各研究科及び各学部から選出された教授、事務局長、各課所属長、その他学長が指名する教職員で構成する教育研究評議会を設置し、学長の諮問機関として専門的な観点で教育研究に関する審議を行っている。

5-1-③職員の配置と役割の明確化

事務組織については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」に各事務組織とそれぞれの業務分掌を定めており、法人の事務組織として法人事務局に法人事務課、法務室、業務管理室、大学・短大の事務組織として大学・法人事務局、総務課、財務課、入学課、教務課、通信教育課を設置している。各事務組織の役割は明確になっており、令和 7(2025)年度では専任職員 162 人、非常勤職員 49 人、派遣 9 人の計 220 人の職員が適切に配置されている。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

教員の採用・昇任等は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」「東京福祉大学 教員任用規程」「東京福祉大学 教員任用規程に関する内規」「東京福祉大学 学部・研究科人事委員会規程」等に則り、本学の教育目的及び教育課程に即して実施している。

現在、本学には大学設置基準の必要専任教員数 100 人に対して 124 人の専任教員が在籍しており、教育研究上の目的及び教育課程に即して運営に支障がないよう配置されている。専門教育に関しては厚生労働省指定の資格課程や教職課程を考慮した教員

を配置している。教養教育、就職・キャリア支援教育に関しても必要に応じて専門分野の教員を配置している。

大学院研究科の教員については、各研究科の大学院教員資格審査委員会の業績審査基準に適合した教員が配置されている。

令和 7(2025)年度の昇任人事では、学長指示の下、各部局に人事委員会が設けられ、研究業績、学内貢献及び専門科目の教授及び専門的資格等を総合的に考慮し、厳正な昇格審査により、教授 3 人、准教授 8 人が内部昇任している。また新規採用では、教育学部 3 名、社会福祉学部 3 名、心理学部 5 名、保育児童学部 2 名、日本語別科 3 名、計 17 名それぞれ専任教員を採用している。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしていない。」

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

FD(Faculty Development)については、全学教務委員会、FD 専門部会が中心となり企画と運営を行っている。

毎年 3 月には新年度より着任する教職員を含む全学の教員を対象とした「全学教員研修会」を開催し、新年度に向けた心構えと「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいて、双方向対話型授業を中心に、授業の展開方法、学生への動機付け、成績評価、課題の出し方のほか、アカデミックアドバイザーを担当する教員へは、特別研修も行っている。コロナ禍以降は Zoom を利用したオンラインでの双方向対話型授業の進め方も研修に取り入れている。同様の研修内容を別日程で非常勤教員へも実施しており、専任・非常勤に関わらず、本学の教育方針及び授業方法は徹底して教授されている。また、開学時から学生の学習能力や教育効果を高めるために定期的に授業見学を実施し、それぞれの教員ごとに授業内容や授業の進め方など個別指導を行うなど、教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施に向けた活動を継続実施している。

令和 7(2025)年度 FD 専門部会の活動実績

時期	活動内容
令和 7 年 12 月	授業改善の望まれる教育に対する授業見学及び指導
令和 8 年 1 月 20 日 ～2 月 2 日	専任教員による相互の授業見学の実施 (目的：本学の教育方針及び授業方法をもとに、学生の満足度を高める授業に役立てる。

夏期・冬期・春期 休講期間	キャリア開発教育科目における教授法の相互授業見学及び指導 (対象講座：「公務員試験対策講座、教員採用試験対策講座、国家試験対策講座(社会福祉士・精神保健福祉士)」)
------------------	---

上記のFD研修が、具体的に教学面にどのように生かされ、授業にどのように反映されたかの検証作業がされていない。

5-3-②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき、教職員を対象とした管理運営や教育及び研究支援を含めた資質向上のための研修会など組織的な取組みを行っている。総務委員会が中心となり、令和7(2025)年度SD研修は5回実施した。

(「令和7年度SD研修報告書」参照)

時期	活動内容
令和7年 7月10日	「高等教育におけるSDの意義」 中央大学 法学部 特任教授 工藤 潤
令和7年 9月11日	「コンプライアンスの進め方」 フロンティア・マネジメント 弁護士 岩下 真子
令和7年 10月2日	「健全な教育活動のための研究者の心得」 教授 成本 忠正 ・ 教授 家近 早苗
令和7年 11月27日	「ハラスメントとは」 弁護士 古田 雄久
令和7年 3月25日～26日	「コンプライアンス意識調査の結果報告」 弁護士 岩下 真子

職員については、配属先の職場でのOJT(On the Job Training)が中心となるが、担当業務に応じて「日本私立大学協会」「日本私立学校振興・共済事業団」「私学経営研究会」、その他外部団体等が主催する専門知識を高めるための研修会に個別に派遣し参加させるなど、業務遂行のために必要となる知識・資質・能力向上の機会を適切に提供している。

研修会へ参加した教員は、出張成果を教育研究審議会等に報告し、教育の質の向上と大学の発展に寄与している。

また、平成25(2016)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」を整備し、本学大学院に内部進学を希望する教職員には、授業料を奨学金として減免する等、費用面での負担軽減の支援も行っている。

5-4. 研究支援

- ①研究環境の整備と適切な管理運営
- ②研究倫理の確立と厳正な運用
- ③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

本学は現代社会の現実的課題の解決を目的として「理論と実践の統合」を核とする実践的な教育・研究を推進しており、キャンパスごとに研究活動に必要な施設・設備を整備し、全ての専任教員に個室の研究室が与えられている。大学院生が利用する院生室には研究活動に必要な備品のほかパソコン・プリンター等の情報処理機器、調査資料等を保管するための鍵付きロッカーも設置されている。

本学に附属する東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館(以下、「附属図書館」という)は約 190,000 冊の蔵書を有し、主に内外の専門図書並びに研究誌等を所蔵している。附属図書館内には OPAC 検索専用のパソコンも設置され、自由に図書館所蔵の資料を検索できるようになっている。さらに、他大学・機関の図書館との間で結んだ図書館相互協力(ILL、Inter Library Loan)を利用して蔵書の活用を可能にしているほか、オンラインで国立情報学研究所の情報を検索・収集することも可能となっている。

教員の研究活動を支援するために全学教務委員会の下部組織に研究奨励専門部会を設置し、福祉・心理・教育の学問領域の枠を超えた研究活動の推進に取り組んでいる。研究奨励専門部会の活動としては各種助成金等の公募案内の紹介、科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金)の公募スケジュールの配信・説明会・概要検討会・アドバイスセッション・科研プレゼンテーション等を実施し、教員の「競争的研究資金」獲得を支援している。なお、2025(R7)年度における研究体制は、代表者 10 名(うち継続 7 名、新規 3 名)、分担者 15 名(うち継続 11 名、新規 4 名)の計 25 名で構成されている。これらに伴う研究経費は、代表者分として直接経費 9,500,000 円、間接経費 2,850,000 円が配分され、分担者分として直接経費 2,660,000 円、間接経費 798,000 円がそれぞれ計上される。

また、毎年「東京福祉大学・大学院紀要」を発行しており、教職員、大学院生、卒業生等の教育・研究論文を発表する場にもなっている。「東京福祉大学・大学院紀要」への論文掲載にあたっては、全学総務委員会の下部組織である紀要編集専門部会から論文 1 本につき 2 名の査読者を選出し、厳正な審査を行っている。

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理の確立と厳正な運用のため「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」を制定し、不正行為の防止、不正行為等の早期発見と是正を行っている。

「研究活動に関する不正防止」については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成26年2月15日改正)」に基づき「東京福祉大学 科学研究における行動規範」「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等の組織体制」を整備・制定している。令和3(2021)年度には「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」「東京福祉大学 公的研究費取扱規程」の改訂を行い、これらの研究活動に関する不正防止に係わる学内諸規則は教職員がいつでも閲覧できるよう学内サーバの共有フォルダで共有されている。

また、倫理・不正防止専門部会が中心となり全教職員を対象に研究倫理に関するSD研修会等を開催している。この研修会では倫理綱領や行動規範、研究成果の発表方法、研究費の適切な使用等を理解し、最後に理解度アンケートと誓約書の提出を義務付けている。不正行為告発窓口も倫理・不正防止専門部会に設置されている。

さらに、全ての教員及び大学院生には「日本学術振興会」が提供する「研究倫理eラーニングコース」の受講と修了証書の提出を義務付けている。学部生についても学年別に研究倫理教材を作成し、アカデミックアドバイザーによる研究倫理研修を実施している。

科学研究費補助金に関わる内部監査を「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」に則って毎年実施している。監査項目は、財務課による自己点検の検証、総務課による検収業務及び科学研究費備品台帳の確認、検収業務担当者への聴き取り調査のほか、サンプルを抽出した上で実際の研究費の使用状況や納品状況等の事実確認も行っている。

科学研究費を含めた外部資金のほか、学内の教育研究費・教育研究旅費の執行についても同様に不正防止に取り組んでいる。

5-4-③研究活動への資源の配分

現代社会の現実的課題の解決を目的とし、「理論と実践の統合」を核とした実践的な研究を資金面からバックアップするため、専任教員には「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規程」に定める教育研究費・教育研究旅費を配分している。また、教育・研究に必要な図書・資料の一部については附属図書館の蔵書として別予算で購入することもできる。

[基準5の自己評価]

(1)成果が出ている取組み、特色ある取組み

教職員の資質・能力向上の取組みとしては着任時に就業規則・服務規律のほか、本学の建学の精神、教育理念の研修を行っているほか、研究倫理やハラスメント対策な

どの研修を行い、大学の教職員として必要な理解を深めさせる機会を適切に提供している。

(2)自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 人事委員会規程に則って教員の採用・昇任人事が行われていないことがあるほか、議事録も作成されていないケースが認証評価で指摘された。

上記を受けて、令和 7(2025)年度では学長指示のもと、人事委員会規程に沿って、各学部・研究科に必ず人事委員会を設置し、全教員に対して昇任人事の案内がなされた。このことは、本学にとってここ数年全く内部昇任が行われていない状況から、学長のガバナンスによる大きな成果として評価できる。

各学部では人事委員会を立ち上げ、人事委員会規程に沿って、内部昇任が確実に進められたと評価できる。

- 「認証評価」では、SD 研修会の年間計画が策定されておらず、SD 研修が計画的に実施されていない旨指摘された。

この件について、全学総務委員会が中心となり、令和 7(2025)年度 SD 年間計画を作成し、PDCA に基づき、年間を通して 5 回 SD 研修を実施した。なお、令和 7(2025)年度の SD 研修の実績および課題については、令和 8(2026)年度に継続して実施することが委員会で承認されている。

- 「認証評価」では、キャリア開発専門科目についての単位認定と評価についての規程がない旨指摘された。本件については教務委員会を中心に継続審議している。
- 池袋キャンパスに耐震工事が必要な校舎がある。本件については、大規模な修繕工事が必要であり、学校法人開智学園との法人合併に伴い継続審議している。

(3)課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

- 研究倫理部門では、研究そのものが倫理規定に違反しているか否かを判断する期間がおおむね 3 か月を要し、教育研究に支障をきたしている旨課題があった。

上記の指摘に対して令和 7(2025)年度では、研究が円滑に遂行されるように、研究倫理可否の期間を短縮している。

- SD 研修を計画的に実施するとともに利益相反に関する研修内容も取り入れていく。

令和 7(2025)年度の研修では、学内のニーズに合わせて「SD とは何か」「何故 SD が必要か」と言った SD 入門編を中心に本学教員に理解も求めた。よって、標記の「利益相反」については、今後、継続的に学内 SD 研修などで取り入れていく予定である。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

学校法人茶屋四郎次郎記念学園（以下、本法人という）は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為（以下、寄附行為という）」、及びこれに基づく関連規程等により運営されている。

寄附行為「第3条（目的）」に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、大学運営・学校教育において遵守すべき関係法令が改正された場合には、それに合わせて学内の関係諸規則及び管理運営体制の見直しを適切に実施している。

また、私立学校法第103条第1項及び第2項に基づき、毎会計年度終了後三か月以内に、貸借対照表等の計算書類ならびに事業報告書等を作成している。私立学校法第106条に基づき、計算書類（附属明細書含む）や会計監査報告書は閲覧に供している。

理事会は、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督し、寄附行為に諮問事項として定められている事項については、適時評議員会の意見を聴取している。理事会における定時理事会の頻度や審議する事項、報告事項については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程（以下、理事会運営規程という）」に基づき、適切に開催されている。

また、組織倫理に関し適切な運営を誠実に実施するため、本法人では「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則（以下、「教員就業規則」という）」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則（以下、「職員就業規則」という）」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 非常勤教職員就業規則（以下、「非常勤教職員就業規則」という）」等の学内諸規則を適切に整備している。本法人に勤務する教職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対して疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本法人の業務に対する信頼を確保するため「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員倫理規程」を定めている。教職員は、本法人の一員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、職務に係る倫理の保持を図るために、諸規則を遵守している。

さらに、本法人では、管理運営が不適正であった反省を踏まえ、平成25(2013)年9月に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 コンプライアンス宣言（以下、コンプライアンス宣言という）」を公表し、令和6(2024)年6月には創立者との決別をより明確化し改定した。また、同年11月には関連規程である「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 コンプライアンス規則（以下、コンプライアンス規則という）」を制定、施行している。

ステークホルダーからの信頼を得て、教育機関としての社会的責任を全うするため、法令と健全な社会規範に基づいた経営を行い、個人の尊重及び環境の保護を行い、コンプライアンスを確実に推進することを宣言している。

また、令和 7(2025)年度より、私立学校法第 36 条第 3 項第 5 号により、内部統制システムの体制整備義務、方針決定義務が定められ、本法人では、令和 7(2025)年度第 10 回理事会(12 月 19 日)で方針決定を行った。本方針は、理事会、評議員会の役割と権限の明確化や適正な運営を確保すること、内部監査部門による定期的な監査の実施、リスク評価、コンプライアンス確保、情報の管理体制を整備すること、匿名通報窓口の設置等から構成されている。

情報公開については以下の項目について法令を遵守し、項目を整理し、積極的に大学ホームページで公表している。

- ア. 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく情報（教育の目的をはじめとした、大学組織図や教員組織に関する情報、アドミッション・ポリシー、入学者数、就職者数、カリキュラム・ポリシー、シラバス、取得可能資格、授業計画、ディプロマ・ポリシー、取得可能学位、校地、施設の情報、授業料等の費用、修学支援体制等。）
- イ. 私立学校法第 107 条に基づく、財産目録、役員及び評議員名簿、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類。
- ウ. 私立学校法第 151 条に基づく、寄附行為及び計算書類、監査報告、会計監査報告書、財産目録等。
- エ. 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定している教員の養成の状況に関する情報の 6 項目。

しかし、「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会）の「V 情報公表」で示された学修目標の達成状況や学修成果・教育成果に関する情報の公表については、未公表のものが多く、引き続き、自らの取り組みをわかりやすく公表する努力を継続する。

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

環境保全について、各キャンパスでは、積極的に省エネルギー施策に取り組んでいる。具体的には、伊勢崎キャンパス本館・1 号館、池袋キャンパス 9 号館、8 号館の空調システム更新による高効率化を進めており、照明についても LED 化工事を段階的に推進している。

また、環境省が推進する放射線の健康影響に関する風評の払拭を目的とした事業「ラジエーションカレッジ」に大きく寄与したとして、令和 4(2022)年 2 月 28 日付で本学は環境省より感謝状を頂いている。

人権侵害やハラスメント等の予防と対策について、平成 25(2013)年 9 月 19 日に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 コンプライアンス宣言」を大学ホームページに掲載している。令和 6(2024)年 6 月に改定を行い、本学における個人の尊重及び環境の保護

や、社会における立場を表明している。

また、役員及び教職員が、法律、法令、学内における諸規則及びルール等に基づいて職務を遂行することを基本とし、日常の職務の中で自らが公正・公平で正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づき、社会において誠実で良識ある行動をとることを目的とし、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 コンプライアンス規則」を令和6(2024)年11月に制定・施行している。

ハラスメント等の防止については「教員就業規則」「職員就業規則」「非常勤教職員就業規則」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する指針」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する規程」を整備するとともに、ハラスメント防止・対策専門部会を設置している。

ハラスメント防止・対策専門部会では「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「アルコール・ハラスメント」「妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント」「その他のハラスメント」の防止及び対策のため、以下の項目を中心としたハラスメント等の防止に取り組んでいる。

- ・ハラスメントの防止及び排除のための措置、対策
- ・教職員への研修を通じた啓発活動
- ・施策立案
- ・関連諸規則の整備並びに情報収集、広報啓発活動等の積極的推進
- ・苦情相談の受入れ窓口となり、苦情相談にかかわる問題の事実関係の確認及び当該苦情相談にかかわる当事者に対する指導・助言等、当該問題の適切かつ迅速な解決
- ・苦情相談の受理、事実関係の確認及びその対応と措置等、ハラスメント全般の防止

学生への指導・周知として、まず、入学時のオリエンテーションにおいて『学生生活の手引き』の冊子を配付して、人権及びハラスメント等の防止、情報の取り扱い、薬物乱用の防止等、人権、安全への配慮についての注意・啓発を行っている。同冊子は、ハラスメント定義に関して曖昧な表現はわかりやすく修正し、学外の相談機関に関してはインターネットで相談しやすくするために、QRコードを記載するなど、令和6(2024)年度より改善を加えている。

教職員に対しては令和7(2025)年11月17日及び令和8(2026)年6月17日にハラスメント防止のため研修会を実施し、注意・啓発活動を継続して実施している。

加えて、苦情相談の受理から対応するまでのプロセスについて、個々のケースに応じてきめ細やかな対応がとれるように、ハラスメント防止・対策専門部会で対応できる内容と、上層部が対応すべき内容に分け、フローチャートを作成し、学生間での問題発生の場合と教職員間での問題発生の場合の対応の流れを明確化している。

また、学内施設内における防災と災害対策については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 防火管理規程」に基づいて実施しており、火災・水害・震災等のほか、大学に関わるリスク全般について、危機管理委員会及びその下部組織である危機管理対策作業部会が、想定されるリスクの確認と具体的な予防対策を講じている。各キャンパスでは、毎年、防災訓練を実施しているほか、防災マップ・避難誘導マップを校舎内の学生

の目に付く場所に掲示している。

学生・教職員の健康の確保と安全な学内環境の形成については「労働安全衛生法」「東京福祉大学 安全衛生管理規程」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター規程」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 衛生委員会規程」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター運営委員会規程」等に基づいて、衛生委員会と保健管理センター運営委員会が中心となり健康・安全の維持・管理を行っている。具体的には、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症、熱中症等の予防等に関するポスター等の掲示と学内啓発、衛生委員会による学内安全パトロールの実施と危険個所の改善を行っている。

(3) 6-1 の改善・向上策（将来計画）

コロナ禍以前に行われていた地元消防の協力による AED(自動体外式除細動器)の使用方法の講習会が令和 7(2025)年度も再開されていないため、令和 8(2026)年度中に講習会を再開する。

6-2. 理事会の機能

- ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
- ②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為第 13 条に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めているように、本法人の最高意思決定機関は理事会である。理事会は、理事会運営規程に基づき開催され、理事 9 人、監事 2 人で構成されている。理事は、寄附行為第 6 条の定めにより、理事選任機関である評議員会で選任され、「学長のうちから評議員会において選任した者 1 名」「評議員会において選任した者 8 名」としている。監事は評議員会の決議によって選任すると定めているが、選任にあたり、監事の独立性の確保や利益相反を適切に防止できる者、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守するよう、寄附行為第 23 条において定めている。

また、本法人は、管理運営体制のさらなる強化のため、令和 6(2024)年 11 月より「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事・監事・評議員・理事長選任基準規則」を施行している。これは、理事会及び評議員会から本法人の創立者の影響力を排除し、理事等が専門性の高い教育・研究や地域社会への貢献に取り組むことを目的としたものである。具体的には、平成 20(2008)年 5 月 29 日付公表「本学校法人の今後の管理運営体制について」の遵守及び学校法人の運営に適正な識見や社会的信望を有することを求め、創立者の支配下や密接な関係にない者、直接又は間接的な推薦によるものではない者等

を、理事や監事及び評議員の選任要件として定めている。

理事会は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」に「理事会は、1年度につき4回開催する。また、必要に応じて臨時理事会を開催することができる。」と定めているが、令和7(2025)年度は1か月に一度以上の頻度で開催しており、活発に運営されている。

また、令和8(2026)年4月より、理事会運営規程の改訂ならびに「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 常任理事会規則」を新設し、「常任理事会」を設けた。理事長、内部理事及び学長、法務担当者より構成されており、隔週で開催している。法人運営における様々な諸課題について問題の共有と協議を行っている。この協議内容については、監事にも共有するとともに理事会開催の度に理事長から報告を行い、外部理事にも積極的に情報共有が行えるよう努めている。

理事会で審議・決定すべき事項は、同規程第8条「審議事項」に列挙されており、重要な規程の制定や改正・施行はすべて理事会にて審議する体制となっている。

6月の定例理事会においては、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議のほか、監事から前年度の監査報告を行っており、毎年年度末3月の理事会では、その年度の収支補正予算案及び翌年度の事業計画案及び予算案等に係る重要事項の審議を行っている。

令和7(2025)年度は表6-2-1の通り理事会を開催している。理事会は私立学校法及び寄附行為に基づいて適切に運営されており、議事録には理事会内で指名された出席理事の記名を記録している。議事における重要な事項は、①教育研究評議会において、事務局長から理事会議事と結果を報告、②教授会にて学部長より報告、③全体ミーティングにて、理事長より広く教職員に周知、④学内メールによる周知、のいずれかの方法により、教職員に周知されている。

表 6-2-1 理事会開催及び理事の出席状況

令和7年度 理事会出席状況（令和8年5月1日現在）

回数 日時	1 4/25	2 5/30	3 6/19	4 6/27	5 7/25	6 8/29	7 9/26	8 10/31	9 11/28	10 12/19	11 1/8	12 1/18	13 1/23	14 1/26	15 2/2	16 2/12	17 3/5	18 3/19	19 3/30
現員	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
出席	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	7	9	9	9	9	9	8
書面出席	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出席率(%)	88.9	88.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	88.9	88.9	77.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	88.9

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本学の「建学の精神」である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成」と「大学の使命」である「できなかった子(生徒)をできる子(学生)にする教育」を実現するために、全学と各学部・学科及び各大学院研究科の「教育目的」を定め、「教育基本法及び学校教育法に則り、社会経済的背景における人間の行動・地域社会及び社会制度等に関する諸科学を総合的に教授、研究し、高潔なる人格と豊かな理想・感情を培い、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の理論と技術を体得させることによって優秀な社会福祉、介

護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の専門家を養成することを目的とし、広く社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の増進に直接寄与する」という使命を果たすべく人材の育成に努め、福祉・心理・教育・保育などの領域で活躍する人材を輩出している。

私学を取り巻く厳しい社会環境の変化に迅速に対応し、教育機関としての社会的使命と目的を果たし着実に発展していくために、令和 6(2024)年度に実施した認証評価の結果を反映させた形で「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画(令和 7 年度～令和 11 年度 5 ヶ年計画)」(以下、「中長期計画」という)を策定した。

中長期計画の策定においては、将来計画委員会の下に中長期計画検討会を設け、4 度に亘り検討を重ねてきた。また、各学部や研究科における中長期計画や内部質保証の充実、PDCA サイクルの実質化についても盛り込み、令和 7(2025)年度第 19 回理事会(令和 8(2026)年 3 月 30 日)で審議承認のうえ大学ホームページで公開した。

また、本法人は令和 4(2022)年度に実施された学校法人運営調査委員による調査の結果、集中経営指導法人であるとの判定を受け、令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度の 5 年間で経営を改善すべく、経営改善計画書を毎年策定している。

令和 7(2025)年度については、資金ショートリスクへの対応及びこれまでの指摘事項への対応状況を中心に、主に以下の事項を軸に策定した。

- ・資金ショートリスクへの対応策、シミュレーション
- ・人件費の削減方針
- ・組織の募集停止に係る経営判断を行う際の基準設定
- ・外部スポンサーからの支援の活用を含む経営改善方策

さらに、令和 7(2025)年度第 12 回理事会(令和 8(2026)年 1 月 16 日開催)において、学校法人開智学園との間で「経営承継に関する協定書」を締結することについて審議承認し、同日付で締結した。協定書に基づく開智学園からの資金支援(4.6 億円)により、資金繰りを維持し、令和 7(2025)年度の決算では、1 億 9 千 1 百万円の黒字となり、7 期ぶりのプラスとなった。新体制の下、学生増による増収施策やコストカットの取り組みを継続する。

以上の取り組み等により、令和 8(2026)年度からは「経営指導法人」へ移行された。

(3) 6-2 の改善・向上策(将来計画)

令和 7(2025)年度には 19 回の理事会が開催されている。都合により出席が困難な理事については、可能な限りオンラインを利用した出席を依頼しており戦略的意思決定ができる体制は整備され、適切に機能していると判断する。

新体制下における法人運営、大学における使命・目的を基にした中長期計画策定が必要である。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)

6-3-①法人の意思決定の円滑化

寄附行為第 14 条第 5 項に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。学長は「東京福祉大学 組織運営規則（第 2 条 学長）」に「学長は、理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うにあたり、教授会等の意見を慎重に参酌するものとする。」と定めており、理事長及び学長の責務と役割は明確になっている。

法人の最高意思決定機関である理事会の構成員に学長及び法人事務局長が就任していることにより、法人及び大学の各機関との意思疎通は適切に行われている。

理事長、学長、理事、監事は、評議員会にも出席し、意思決定において理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行うことができる体制としている。令和 7(2025)年度からの私立学校法の改正により、理事長、学長、内部理事、監事が評議員会に陪席している。

また、本学の教職員から選任された内部理事が教職員からの意見を適切に理事会に反映する体制がとられている。以上のことから、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化は図られていると判断する。

令和 5(2023)年 12 月には、平成 20(2008)年に本法人の創立者で当時の理事長が引き起こした不祥事の反省に立ち、同年に策定した「本学校法人の今後の管理運営体制について」を遵守し、創立者を法人運営及び教学運営には関与させないことを改めて大学ホームページで表明している。また、令和 6(2024)年 1 月には、合理的な理由なく令和 2(2020)年に創立者を本法人の理事長・学長に復帰させたこと等についての原因を究明し、事実関係を明らかにしたうえで、責任の所在及び処分を決定するため、日弁連ガイドラインに基づき、外部弁護士 3 名、補助弁護士 2 名で組織する第三者委員会を立ち上げ、同年 5 月に調査を開始した。

同年 9 月 13 日に第三者委員会より「学校法人茶屋四郎次郎記念学園に係る第三者委員会調査報告書」を受領した。調査結果を受け、法人内に外部弁護士 1 名、外部理事 1 名、内部弁護士 1 名、教員 2 名、職員 2 名、外部ガバナンス専門家 3 名で構成されるプロジェクトチームを設置し、責任の所在の明確化と再発防止策の策定を行った。プロジェクトチームからの提言を基に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園に係る第三者委員会調査報告書を受けた責任の所在及び再発防止策」を令和 6(2024)年 11 月 22 日に理事会決定した。再発防止策を策定したプロジェクトチームは、引き続き「モニタリングプロジェクトチーム」として存続し、情報共有と連携を行っている。改善の進捗については、理事会にも共有したうえで大学ホームページにて公表を行っている。

以上のように、再発防止策を受けた法人の改革はモニタリングされ、進捗状況は理事会並びにステークホルダーに適切に報告されている。

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

評議員会に関しては寄附行為第 31 条から第 36 条に定めており、本法人の評議員の定数は 10～20 人とし、その内訳は「この法人の職員のうちから選任した者 3 名以上 6 名以下」「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから選任した者 3 名以上 8 名以内」「学識経験者のうちから選任した者 4 人以上 10 人以内」とし、任期は各 3 年としている。理事長は寄附行為第 36 条に定める事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならず、令和 7(2025)年度は 8 回の評議員会を召集・開催しており、出席率も表 6-3-1 に示すとおり良好である。

表 6-3-1 評議員会開催及び評議員の出席状況

令和7年度 評議員会出席状況（令和8年5月1日現在）

回数 日時	1 5/30	2 6/27	3 10/31	4 1/16	5 1/26	6 2/12	7 3/5	8 3/30
現員	26	26	12	12	12	16	16	16
出席	23	25	11	12	11	15	15	13
書面出席	1	1	1	0	0	0	0	0
出席率(%)	88.5	96.2	96.2	100.0	91.7	93.8	93.8	81.3

監事は寄附行為第 22 条に基づき、評議員会の決議により選任される。寄附行為第 28 条に定める職務を適切に遂行している。

具体的には「監事監査規程」「学校法人会計基準」等に準拠し、会計業務が予算統制制度に基づき執行されているかを監査しており、期中の会計監査では取引記録等の妥当性の検証、期末の会計検査では資産の実在性、負債の網羅性、基本金の合目的性、予算の資金収支及び消費収支の妥当性等をそれぞれ検証し、期末の財政状態を確認している。

毎会計年度、監事は「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会・評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果の報告を行っている。法人の債務超過や学生数の減少その他法人の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を「監査報告書」に記載し、報告を行っている。

監事及び評議員は寄附行為に基づいて適切に選任され、業務を遂行している。監事は監査報告を行うだけでなく、全ての理事会・評議員会に出席し、本法人が直面している課題について監事の所見を述べるなどしている。評議員会の役割は法令及び寄附行為を遵守したものであり、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは有効に機能していると判断する。

(3) 6-3 の改善・向上策（将来計画）

大学ホームページに公表しているデータが最新の情報が反映されているか、常に点検を行う必要がある。

6-4. 財務基盤と収支
①財務基盤の確立
②収支バランスの確保
③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしていない。」

(2) 6-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-4-①財務基盤の確立

本学は平成 28(2016)年度以降、留学生(学部研究生や日本語別科生)を多数受入れることで収入を大きく増やしたが、平成 31(2019)年 3 月に発生した、いわゆる「消えた留学生問題」を契機に学部研究生の募集は停止に追い込まれ、令和 2(2020)年度以降、年間 15 億円から 20 億円的大幅かつ急激な減収が確定的となった。さらに、私立大学等経常費補助金は全額不交付となり、コロナ禍による留学生入学者数の急減も相まって、財務状況は悪化の一途をたどった。

具体的には、法人全体の事業活動収支における学生生徒等納付金収入は、令和元(2019)年度の 86 億 9 千万円から令和 5(2023)年度には 49 億 2 千万円と大きく減少した。経常収支差額は、平成 30(2018)年度は 3 億 9 千万円のプラスであったが、令和元(2019)年度以降令和 6(2024)年度まで 6 期連続でマイナスであった。また、資金収支における次年度繰越支払資金(期末現金預金残高)は、ピークの平成 28(2016)年度末に 48 億 7 千万円あったが、その後は減少を続け、令和 7(2025)年度末は 9 億 9 千 3 百万円となった。

厳しい資金繰りに対処するため、校地・校舎の売却・リースバックにより運転資金を確保したほか、長期借入金の元本返済猶予、人件費(昇給停止、賞与抑制)や経費(特に広報費、賃借料)の節減を続けてきており、令和 7(2025)年度決算では経常収支差額が 7 年ぶりに黒字に転換したものの、棄損した財務基盤の改善は道半ばである。

6-4-②収支バランスの確保

令和 5(2023)年度以降、毎年度文部科学省へ提出している経営改善計画では、学納金収入の確保を最優先課題とし、学生募集策の強化を重点施策に掲げ、適切な財務運営の確立に向けて取り組んできているところ、令和 6(2024)年度は、留学生入学者数の回復により、入学・編入者数が令和 5(2023)年度比で大幅に増加し、学部学生数(収容現員)は令和 5(2023)年度の 3,429 人(定員充足率 76.9%)から令和 6(2024)年度は 3,703 人(定員充足率 83.0%)となった。さらに令和 7(2025)年 4 月の入学者数も堅調で学部学生数(収容現員)は 3,955 人(定員充足率 88.7%)に増加した。

令和 7(2025)年度は学生生徒等納付金が増収となった一方、高等教育の修学支援新

制度の対象機関から外れたことにより、本学独自で同制度と同等の授業料等の減免を実施するとともに、留学生に対する授業料等の減免も増え、令和 7(2025)年度の奨学金は 7 億 6 百万円（前期比+2 億 3 千 5 百万円）を計上した。このように増加する費用もあったが、全体としては経費の抑制を継続し、さらに私立大学等経常費補助金の 7 年ぶりの交付（75%減額）や寄附金収入などがあり、令和 7(2025)年度決算では経常収支差額が 7 年ぶりに黒字となった。

しかしながら、資金繰り面では依然として市中金融機関に対して長期借入金の元本返済猶予を要請するなど苦境が続いている。

令和 8(2026)年度は、過去 2 年間から一転して入学者数が急減し、5 月 1 日現在の学生数は学部・大学院合わせて前年比約 930 人減少している（学校法人基礎調査）。学納金の大幅減収を経費の抑制と寄付金収入でカバーする予算としており、収支バランスが確保できているとは言えない状況にある。

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

当学園は、ガバナンス上の問題を繰り返し発生させたことにより、令和元(2019)年度以降、私立大学等経常費補助金の全額不交付が続き、コロナ禍による留学生入学者数の激減も相まって、財務状況が急激に悪化した。そのため、校地・校舎の売却・リースバックや借入金の元本返済猶予、賞与をはじめとする人件費の抑制や経費削減により、経営の継続に必要な資金を捻出してきた。

また、財務指標の悪化を受けて令和 4(2022)年度の学校法人運営調査の実施対象となった結果、当学園は、経営が悪化しており直ちに適切な経営改善が必要な「集中経営指導法人」と判断され、令和 5(2023)年度に経営改善計画(令和 5 年度～令和 9 年度 5 か年計画)を策定した。以降、改善状況や計画の進捗状況を踏まえて経営改善計画を更新し、文部科学省へ報告することとなった。

計画 2 年目の令和 6(2024)年度経営改善計画の進捗状況に関する学校法人運営調査の結果では、運用資産が急速に減少し、近年中に資金ショートリスクの恐れが極めて高い状態であり、資金調達確保策を早急に講じることとされ、外部スポンサーの探索について言及された。さらに計画 3 年目の令和 7(2025)年度経営改善計画を、令和 7(2025)年 7 月 1 日に文部科学省へ提出し、同年 8 月 27 日に学校法人運営調査委員のヒアリングを受けた。

一方、経営改善計画の策定及び進捗管理と並行して大学存続のためには外部スポンサーによる資金支援が必要との認識のもと外部スポンサーの探索に着手し、候補先によるデューデリジェンスや当学園及び相手方での必要な手続きを経て、令和 8(2026)年 1 月 16 日開催の理事会において、学校法人開智学園との間で「経営承継に関する協定書」を締結することについて決議し、同日付で締結した。その後、同年 1 月 26 日開催の評議員会（理事選任機関）での選任の結果、学校法人開智学園の役員等関係者が理事会の過半数を占めたことにより当学園は学校法人開智学園の子法人となった。

これらの動きは適宜適切に文部科学省へ報告し、令和 7(2025)年度の経営改善計画の進捗状況に関する調査結果では、外部スポンサーからの支援により当面の資金ショ

ートリスクは回避できると考えられるとして、従来の「集中経営指導法人」から「経営指導法人」へ移行し、引き続き経営改善状況を確認する必要があるとされた。

令和 8(2026)年度は経営改革計画を策定し、文部科学省へ提出することになるが、引き続き計画に則って、学納金収入の確保と経費支出の不断の見直し、運営体制の効率化等により経常黒字を安定的に生み出し、学修環境の維持更新と教職員の処遇向上につながることのできる経営構造の確立を目指していく。

なお、法人及び大学の統合に向けて、令和 9(2027)年 4 月 1 日付で当学園が設置する東京福祉大学の大学院、すべての学部及び短期大学部を学校法人開智学園へ譲渡し、設置者を学校法人開智学園に変更するための認可申請が、令和 8(2026)年 4 月 8 日付で文部科学省大学設置・学校法人審議会へ諮問されている。

6-5. 会計
①会計処理の適正な実施
②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-5-①会計処理の適正な実施

本学の会計処理は「学校法人会計基準」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」に準拠し、迅速かつ正確な処理を行っており、その内容は月次報告として経理責任者である事務局長（補佐）を経て経理総括責任者である理事長に報告されている。経理担当者は文部科学省や日本私立大学協会等が開催する経理担当者を対象とする研修会への参加や学校法人会計基準の改正に関する情報入手、会計監査人への相談を通して適切な会計処理を行うよう努めている。

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校法の改正（令和 7(2025)年 4 月 1 日施行）を受けて、令和 7(2025)年度定時評議員会において選任された会計監査人（1 名）と監査契約を締結し、会計監査人と補助者 3 名により令和 7(2025)年度の会計監査を定期的の実施してきた。具体的に期中監査では、会計伝票や元帳・取引内容の確認、理事会及び評議員会の議事録確認、財務課長ヒアリングなど、これらに加えて決算監査では、勘定残高の確認、引当金の確認、小口現金実査、計算書類や財産目録の内容確認、理事長とのコミュニケーションなどを実施した。

監事の監査は監事監査規程に基づいて実施されており、期中には監事と会計監査人が業務や会計に関わる情報を共有する機会を持ったほか、決算前には、会計監査人から監事へ決算内容や会計監査結果の報告が行われている。令和 7(2025)年度の監査報告書では、事業報告書は学校法人の状況を正しく示しており、また理事の職務の執行に関して法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められず、会計監査人の監査の

方向及び結果は相当であると認められた。

〔基準 6 の自己評価〕

(1)成果が出ている取組み、特色ある取組み

(2)自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会）の「V 情報公表」で示された学修目標の達成状況や学修成果・教育成果に関する情報の公表については、未公表のものが多く、自らの取り組みをわかりやすく公表する努力を継続する必要がある。

(3)課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 環境保全、人権、安全への配慮については、コロナ禍以前に行われていた地元消防の協力による AED(自動体外式除細動器)の使用方法の講習会が再開されていないため、令和 7(2025)年度中に講習会を開催する。
- 危機管理規則第 9 条第 3 項及び第 13 条第 3 項に規定される頻度で、危機管理委員会及び危機管理対策作業部会が開催されていないため規定に基づいて定期開催する。
- 内部統制については、私立学校法改正により内部統制システムの整備が必要であり基本方針を理事会で早急に決定する。
- 法人及び大学の管理運営について第三者委員会の調査結果に基づく再発防止の進捗状況を学内外に共有する。
- 学校法人開智学園との間で「経営承継に関する協定書」を締結後、新たな経営体制の下で、業務委託費（清掃や設備保守）等の経費の見直しが精力的に進められており、委託先や委託金額の変更を通じて、経費削減の実績が会計数値として今後確認できるようになる。
- また、開智学園が使用しているワークフローシステムを令和 8(2026)年 4 月から当学園に導入し予算管理が簡易にできるようになったほか、従来の紙での各種申請が電子申請に置き換えられ、業務の効率化と紙の削減が進んでいる。